婦人と年少者

昭和二十八年五月二十日第三種郵便物認可　昭和三十一年三月五日発行（毎月一回五日発行）第四巻　第三号

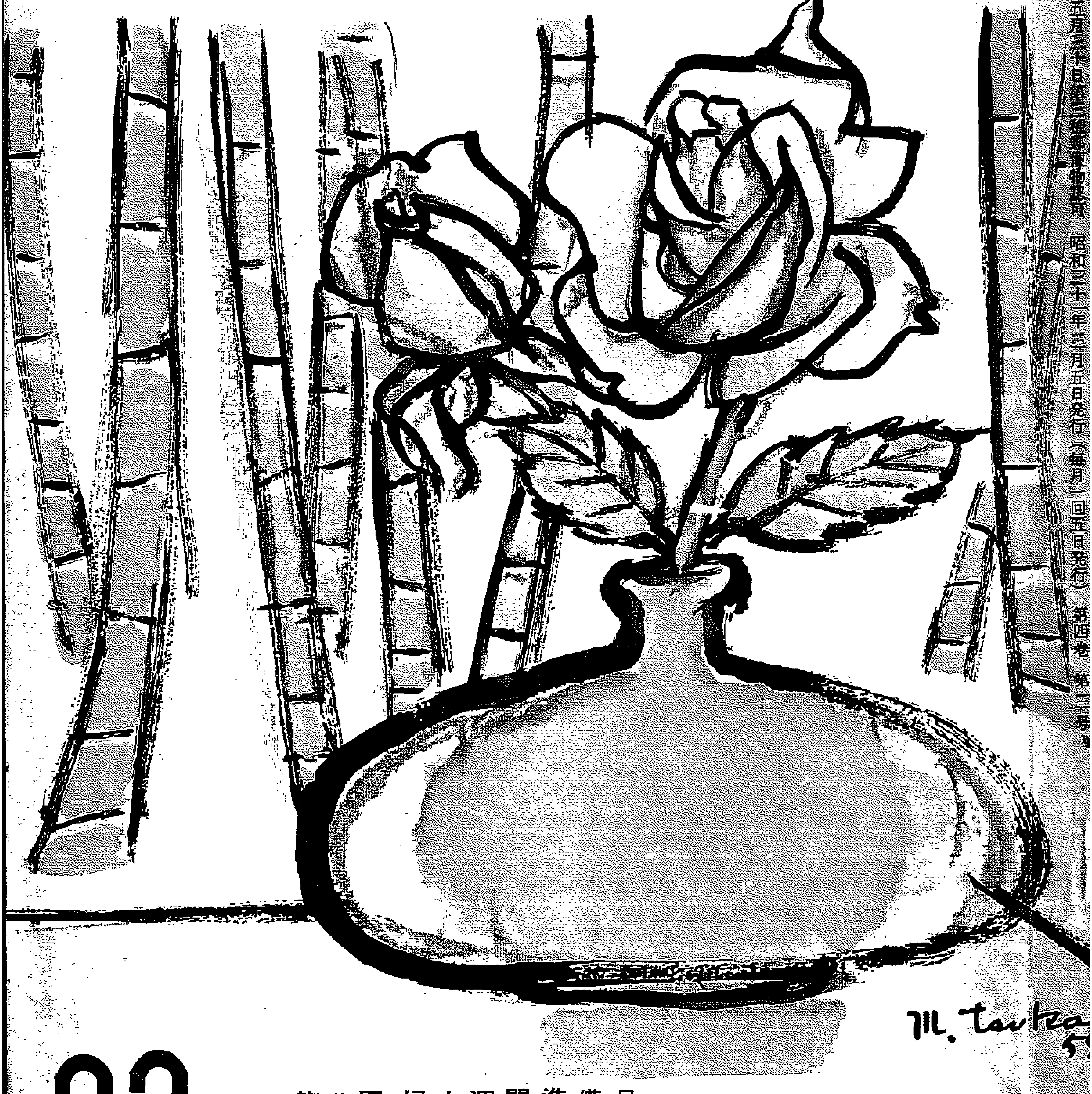

33

第八回 婦人週間準備号

婦人少年協会

婦人と年少者　三十三号　目次

家庭と社会との関係……小山栄三……2
農村家庭の近代化について……今和次郎……5
座談会
婦人会議のテーマをめぐって　坂西志保
——日本の家庭を　高橋展子
明るくするために——　江上フジ……8
農村の家庭生活を明るくするには……我妻東策……12
◇第八回婦人週間開催について（要綱）……13
◇婦人週間実施のしおり……14
新規卒業者を雇い入れる使用者に望むこと……16
「雨にも風にも負けない教室」の開設……立石たまえ……18
資料室
家庭生活に関する資料……19
婦人の社会的関心に関する世論調査の概要……23
女子労働者の保護規定について（8）……27
一九五五年の婦人の動き……29
女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与……表紙の3
◇ブロック婦人少年室長会議……32
◇婦人週間ステーションブレーク……12
◇婦人少年局ニュース……表紙の3
表紙・扉……塚谷政義　カット……中堤仁代・塚谷政義

年少労働者の扱い方と指導の仕方

—— 労働省婦人少年局編著 ——

B6判　137頁
定価100円　〒10円

年少労働者を扱う方の唯一必携の書

◎新しく雇つた少年がなかなか職場になじまず、仕事の能率もあがらず、果ては退職をするなどということで困つている方はありませんか

◎この書には年少者を扱う上に最少限実行して頂きたいことが書かれています。中小企業でも必ず実行できるものです。

◎これを正しく実行すれば年少労働者の定着性は増し、仕事の能率もあがつて生産の向上をもたらします。

◎附録として年少労働者の労務管理の実例が収録されています。

主な内容

一、年少労働者の諸問題
二、年少者の雇用と職場配置
三、作業指導の方法
四、年少者の扱い方
五、年少労働者の賃金
六、年少労働者の安全と衛生
七、年少労働者の教養と余暇の指導

発行所　婦人少年協会　東京都千代田区神田一ツ橋1の1
振替東京　107914

婦人少年協会編

百万人の愛唱曲集

A6版　132　頁
定価　60　円
〒　8　円

心の友となる、おまちかねの愛唱歌曲百二十六曲を皆さまに送ることになりました。歌唱指導に、コーラスに、親しみやすく、すぐ役に立つテキストとして、一人で一冊は必ず持ちましょう。

団体責任者で御希望の方へ実物見本贈呈致します。（送料八円同封の事）

左記により予約申込を受けます

○百名以上より団体予約申込に限り、一部五十円

○三百部以上御申込の団体には、サービスとしてその会歌・工場歌・団歌・校歌等御希望の曲を挿入いたします。

○申込先

シンフォニー楽譜出版社
東京都文京区西片町十番いの五五
振替　七八四四二
電話　小石川(92)二六二七

家庭と社会との関係

小山栄三

一

ある少数の不幸な人を除いて、あらゆる人間は生れながらにして家庭のうちにある。われわれは家庭のうちに生れ、家庭のうちに成長し、家庭のうちに後継者を造り、家庭のうちに死んでゆく。家庭の一員として生活しないものはほとんどない。農村や小さい商店、工場は今でも職場と家庭とが一緒になつている。都会のサラリーマンや労働者は仕事をしている時だけ家庭を離れるけれども、それ以外の時間の生活の本拠は家庭にある。だから家庭はわれわれの生活にとつて最も基本的なものであり、本源的なものである。

生れて一番最初にわれわれが参加する社会関係は家庭である。学校や友人関係や近隣関係はわれわれが生れてから後に入る社会関係である。だからわれわれはあらゆる社会結合に先だつて先ず家庭の結合関係のなかにあるものである。家庭はわれわれの人間の存在にとつて運命的なものであり、必然的なものであり、そして基盤的なものである。ある家庭に生まれるということはなぜ運命的であるか。それは家庭の構成要素である親子の関係が撰択を許さないからである。親は湯川秀樹博士のような子を生みたいと思つても、生れて来る子はそうはならないし、女を生みたいと思つても男が生れてくるかも知れない。また生れる子も、出来るならロックフェラーのような金持を親として生れたいと思つてもそうはゆかない。そこには意志による撰択の自由がないのである。われわれは現在の「親の子」として生れる運命にあつたし、現在の「子の親」としての運命をもつているのである。だから、われわれがある家庭の一員として生れるということは、運命なのであり、また男になりたくて男となつたのではなく、生れつき男なのであつて、男と生れたという性の区別も運命なのである。

家庭は一面から云えば性生活の本拠である。性関係を欠いた出生はあり得ない。人間がいなければ勿論家庭もない。従つて親子の関係と夫婦の関係、即ち血と性を基盤とした家庭は、人間にとつて必須的なものであり、基盤的な社会関係なのである。

家庭の基本構成要素は血と性であり、従つて家庭の原基は生物学的生理学的事実である。血は親子の関係によつて伝えられ、子は男・女という異性相互の親の結合から生ずるものであり、この異性相互の結合を結婚と云うのであるから、結婚は家庭の前提であり、男女が結婚して家庭を営み、子を生むのであるから、子供が生れるということは家庭の効果だということになる。しかし、こういうような性と血だけの関係の社会結合即ち家庭は、猛獣や鳥類に見られるところであるが、家庭が特に人間の社会において問題となるのは、人間の社会においては家は単なる自然的結合社会の原初形態であるということではなくて、それは更に教育・宗教・経済・文化・政治等の機能を含むそれらの社会の出発点となつているということである。家庭生活の機能をあげると最少限度次の如くであろう。

（一） 性生活（男女の永続的結合と共棲）
（二） 家政（料理、洗濯、裁縫等）
（三） 陶汰（産児制限、子の配偶者選択）
（四） 教育（礼儀作法、養育、家風・伝統の維持、しつけ）
（五） 相続（家庭、家業、祭祀等）
（六） 扶養（家族員の衣食住の供給、看護）

二

現実には片親と子の家庭もあれば、「子のない夫婦」の家庭もある。しかし、これらは例外であつて、家庭の成立は性の結合によつて、常に新たな自己再生産（子孫を産むこと）をなしつつ、永久に自己の血を培養し、家庭の生命力を存続せしめるための結合形態である。しかもこの性的結合は売春関係のような単なる性衝動の満足を目的としたものではなくして、人格的に結び合つた愛を基調とし、性的結合を公に承認された婚姻という社会的制度を通して行われるのである。中国風に云えば結婚式という儀式をあげない夫婦関係は妾の関係であつて、妻の関係ではないのである。

旧民法時代においては家庭は「家」という観念で拘束されていた。元来「家」の観念は直接に生理的血に結びつく血統の連続を意味したものであるが、不幸にして血統の連続が何かの事情によつて断えたとき、そこに名目的な擬制による血統の維持——夫婦養子等による家名の存続が行われたのであつて、このことは家庭が単なる自然的な結合団体ではなくして、一つの抽象的な法律的制度であることを示したものである。家庭は社会制度上の団体結合であるから、その形態や機能も歴史的なものであつて、政治・社会・経済の状勢の変化に伴つて変化し、その構造も不変ではない。敗戦による憲法・民法の改正によつて、在来のいわゆる「家」の観念は法律的になくなつてしまつた。

多くの人々は家族制度をもつてわが国特有のものと考えている。しかし家族は総ての人間、すべての民族の構成している社会集団であつて、家庭のない人間を考えることはできない。何故ならば家庭がなければ子の出生がなく、子供の出生がなければ民族社会も人類社会も——即ち人間のいない社会はないからである。従つて、どこの国でも何らかの形の家庭は存している筈であつて、日本にのみ存しているのではない。家族制度とは家庭生活に関して定められた国家の制度であつて、法的強制力によつて家庭生活及び構成員の権利義務の限界や行為の規準を定めたものであるから、法律が変ればその性質も変つてくるが、生物学的集団としての家庭は人間の存するところ場所時代を問わず必ず存していて、不変である。しかし制度としての家庭は場所時代の異なるによつて不変ではない。

わが国の家族制度はかつて醇風美俗の培養基とも云われていたが、その内容は二つに分けて考えることができる。一は戸主権の下に統合され支配される家族の構成そのものを、二はその様式からかもし出される親子・兄弟等の間の親和関係、一体感を指すのであつて、この二つが日本の政治道徳の中心である「忠孝」の基盤と考えられていたのである。終戦以前の日本の一貫した家族制度の特徴は、日本では、歴史の初めから「家」が国家社会の構成単位であつて、それが集つて氏族になり、それが拡大して国家になつたものであるから、「家」は「国家」と結びつけられ、国家の尊重は家の尊重から始まると考えられていた。それで家名を揚げ、祖先の名を辱しめないことが家の中心観念であつた。だから家は公的なものであり、家名断絶は最も重い刑罰の一つと考えられていたのである。

わたくしはかつて「日本民族の性格と構成」において「日本の家族制度を全般的に記述しようとするならば、われわれは日本文化史の全貌を取扱わなければならないであろう。」と書いた。少くもそれは（一）一定の家族制度を発生せしめ、維持せしめた社会の法律的、政治的、経済的、宗教的、思想的変化と連関して捕えなければならない。（二）それは古代から現代におよぶ家族の諸形態——氏族制度、父系制度、一夫多妻制、家長権、戸主権、親権の強度性、（三）祖先崇拝、家系尊重、氏神の制度、服忌令、（四）親方・子分・私奴・婢奴をなさずして、主家に寄生するところの類家族員の家族構成の問題が取扱われ、更に内部的には婚姻・離婚の諸制度、妻子の社会的地位、親族の範囲等の法制史的、民俗学的調査が各地方、各階級によつて行われなければならず、更に（五）相続制度、蓄妾制度、養子制度および家族制度によつて養われた家族精神がわが国体観念と如何に結びついていたかを明かにしなければならないとした。

日本の家族制度の変遷は六期に分かつことができる。第一期は太古から大化改新直前に至る期間の氏族制度の時代であつて、家は氏族の単位をなし、家族は「ヤカラ」と呼ばれた。家族はその夫婦子孫のみならず兄弟・姉妹・従姉妹及びの子孫を含む尨大な員数を有し、一家百人を越えるものも稀ではない大家族制である。家が権利義務の主体として戸主は家を代表し、絶対的な家長権を振い、財産も家族も皆家に帰属

し、家族員の人格及び所有は認められなかった。しかも婚姻関係は一夫多妻制であった。

第二期は大化元年から平安朝末期に至る時代であって、一君万民の思想が大化の改新の中央集権制によって名実ともに実現された時代である。律令は親族の範囲を五等親に分ち、三等親以上を近親とし、婚姻の条件として男子は十五歳以上、女子は十三歳以上たること、同一身分間の婚姻たるべきこと、婚姻式は女家において挙行し、婚姻後も妻は依然として実家の姓を名乗り、結婚後も夫は妻の家に通った。妻は社会的地位が卑く、妻・妾ともに二等親であり、妻妾の父母は等しく五等親に属していた。

嫡子家督相続の身分関係が確立した第三期は、鎌倉時代から戦国時代に及ぶ庄園に立脚した封建制度の時代であって、身分が主要な地位を占め律令の制は行われず、古代の氏族の観念が再興され、一族一門の長を総領と云い、婚姻式は男家で行われることとなった。以前まで財産は分割相続が行われたが、長子たる総領の単独相続制が出現し、諸子はこの総領の扶持の下に生活することによって、団結力を強固にした。

第四期は徳川時代であって、家族制度は武士階級と庶民階級とによって多少異っていたが、大体においては大家族制から小家族制に移り、本家・別家・分家等が起り、家督相続は跡目相続とも云われ、家名相続、祭祀相続、家産相続、家業相続の四つの結合として家督に一切の責任権利を与え、二男三男は冷飯に甘んじていたが、庶民には分割相続は認められていた。親権は強く、子に対して勘当を行い得た。

第五期は明治維新から終戦まで、法律的には欧米の体系をとり入れたが、親族相続は在来の伝統的な色彩を残し、妻や女子は夫や男子と平等ではなく、家の観念も残存していた。第六期は終戦以後で、家の観念はなくなり、戸主の制度も廃され、男女同権、分割相続になった。

三

新憲法の施行によって、いわゆる家のために犠牲となるということはなくなったが、新法は家庭生活を否定しているのではない。その目的は家庭を個人の性的生活共同体と認め、個人の人格を尊重した点にある。しかし個人主義的家庭観の急激な輸入は在来の家族や家族慣行と衝突し、種々の問題を発生させている。いかに個人主義の尊重と云っても家庭は成長・性・パーソナリティの異なった人間同士の共同生活であるから、一定の相互のゆずり合いがなければ幸福と平和は持ち来たされない。個人主義の徹底した米国に離婚が多いのは衆知のことである。

家庭生活を楽しくおくるための心得として、米国のマクギーは次の処方を与えている。

婦人に対する心得書十か条

（一）ぜいたくをしてはいけない。

（二）いつも家庭を綺麗にしておきなさい。

（三）あなたの容姿が魅力のなくなるのを放っておいてはいけない。

（四）他の男性の注意をひいてはいけない。

（五）夫が子供を正当な理由で訓戒するのにはらをたててはいけない。

（六）あなたのお母さんと一緒に余り長い時間いてはいけない。

（七）あなたの家庭のことに関し隣り近所の忠告をまに受けてはいけない。

（八）夫をさげすんではいけない。

（九）微笑なさい。ささいなことにも注意深くなさい。

（十）機転をきかして、女らしくなさい。

男子に対する心得書十か条

（一）収入に応じ気前を示しなさい。

（二）純然たる家事に関して女性に干渉してはいけない。

（三）快活になさい。たとい、それが非常な重荷になる時でも。

（四）思慮深くあれ。

（五）奥様を口説くようにしなさい。いつまでも情人であるように。

（六）叱ってはいけない。

（七）できれば妻の実家やあなた自身の家族から遠く離れ自分の家を持ちなさい。

（八）同宿人を置いてはいけない。

（九）清潔に、身なりを綺麗に。

（十）子供には親切で、そして正しくあれ。

いかに男女同権であるといっても、家庭は夫婦の相互扶助の団体である。夫は妻の喜びのうちに自分の喜びを見出し、妻は夫の喜びのうちに自からの喜びを発見する一体感がなくしては、真の家庭の幸福はもたらされない。家庭の常備薬として上述の処方の丸薬をとき折一服するのが家庭円満の素である。

──東大講師──

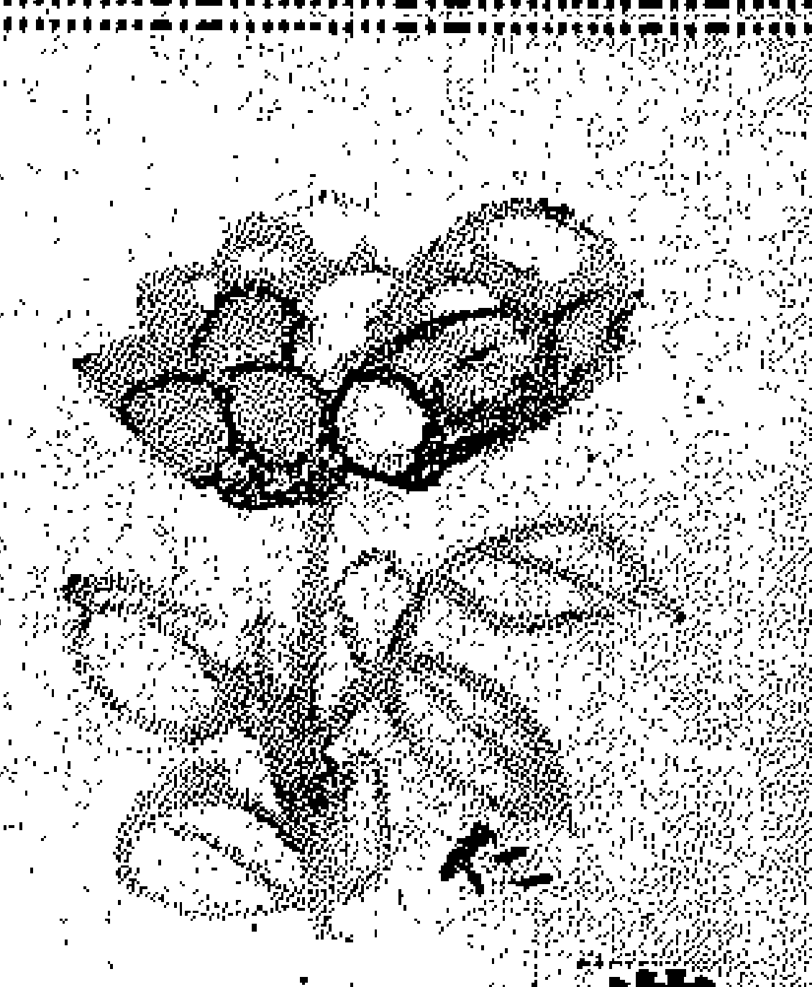

農村家庭の近代化について

今　和　次　郎

さいきんの農家の新生活への動きは、ものまねではなくなって、人間改造ということに着眼されて来たように思える。

パーマや洋装、みせかけの台所や風呂場の手入などのような感覚的新規さを追う気分が、もっと本質的なものを求める方向へとむいて来たようになったといえるのである。

まず、婦人たちの自覚が著しくなって来た。そのことから述べてみると、たとえば富山県のある村では、婦人会の幹部は廻り順番に当てられるが、そこには誰もボス的な人がいない。みんなの自覚で、村の政治そのものを是正していこうという気概を示している。それで、いろいろなことを促進しているが、その大きな一つを挙げてみると、さいきん、みんなの努力の結晶で、県下第一、恐らく日本でも有数な立派な保育園ができ上った。どういう動機で、婦人たちがそれを実現させるために努力をしたのかといえば、富山県のトナミ郡の平野は一面の田圃だが、田圃のあぜ道の端は、至るところに急ないきおいで流れている流れ川が布かれている。そのふちをよちよちと幼児たちがかけ歩いたりするので目がはなせない。特に農繁期で手不足の季節には、一人二人の幼児がその川で死ぬ。なんとかしてというのが保育園建設運動となったわけである。村議会にかけ合うのだが、手ぶらで交渉したのではなつとくしてもらえそうがないから、婦人たちが総出で、堤防工事や道路普請の労働に出て、その得た金をもち込んで、強談判の上、村議会を動かして通してもらったという。三百八十万円の、広々とした、きわめてモダンな保育園ができているものである。

村のお母さんたちのこのような活躍に刺激されて、村の青年たちも、いろいろと新生活を育てるために働くようになったというのだが、全くこれまでは想像できなかったような見事さなのである。

婦人たちが村の政治のことまで伸びて来たということは、それからそれと、自家のことにも及んで、改善をはこんでいることはいうまでもない。どうもこれまでの農業生活改善は、じぶんの家のことばかり重点としていたきらいがあり、そのために、広く客観的に考えた場合、どうかと思える節があったりしたものだが、おいおいと、国民的な動きまで及んで来たということはうれしいことだ。

次にいいたくなるのは、これまでの農家の生活改善の仕事は、生産ときりはなされた消費面のことだけに重点がおかれていたといえるのだったが、この頃は、農家としての収入をあげる面、すなわち生産の面にまで注意するようになったことだ。収入を増加しなければ、衣食住の改善が思う通りにできないからという当然な自覚だが、そうなったために、主婦たちの顔が著しく朗かになったようなのだ。もともと生産と生活とは一体のものと考えるようでなければ、農家の生活にかげができるきらいがあったのが、おいおいと解消されていくすうせいになってきたといえる。

なんといっても、これまでは、農家の婦人たちが農業経営のことに発言ができなかったことが弱味だったのだ。そのためにオヤジサンががっちりと財布の口をにぎっていることになっていた。そして秘密会計だったから、オヤジサンが勝手に飲んで歩いたりする風習を生んでいたわけだ。おいおいと、このようにして、わが家の農業経営が、夫婦の相談ずくでやられるようになれば、農業方面ばかりでなく、生活の方も、

明快に運ばれていく循環になるわけだから、汽車の走るレールでも敷かれたような改革だとみなければなるまい。

　いうまでもなく、農業では、家族が皆稼業への労働者であるのだから、心掛けさえあれば、農業経営の知識の大要は、わけなく手にいれられる筈のものだ。このことは、オヤジサンのワンマン振りを抑制するのには、いちばん確実な方法だといわないわけにいかない。

　それにはこんなこともからまっている。今日どこの村でも、年頃の娘たちは、農家へはお嫁にいきたくないといっている。おばさんたちにしても、わが身の苦労をしたことを考えると、娘の願いをむざむざおさえつけるわけにいかない。娘たちがそう考える理由の一つは、月給取りへお嫁にいくと、毎月月給袋を夫から渡してもらえて、一家のくらしがじぶんの考えのまま、じぶんの手でやっていけるのがうれしいのである。なにがなんだかわからないままで、いそがしく働かなければならないのでは、張り合いがないことおびただしい、というのはわかる。

　意識した農家では、進んで家計簿をつけるようになってきた。いうまでもなく農家の収入は、毎月いくらいくらと入るのではない。米どころの農村では、秋一回の収入で、その他は断片的な収入だ。それで、自家の食物は、野菜ものまで自家生産物の消費である。家計簿をつけるのには、現金の収支だけでなく、現物の消費も、庭うりの値で記入する方式にしている。手数をかけることをいとわずに記入している。そういう風に努めていると、いやでも男たちが、肥料や農薬や農機具の購入の相談を婦人にしなければならない羽目になってくる。

　こういう素地が作られるようになったが、そこへ、栄養の知識、保健衛生の知識などがつぎこまれて、わが家の身辺が注意されるようになって、はじめて、軌道にのった生活の合理化が、木に竹をついだようではなく順当に生いたつすうせいになって来たのである。それで動物性蛋白のことも、脂肪のことも、カマドの改良のことも、この頃ではまた簡易水道のことも、また蚊とハエ退治のことも、着々と進行するようになってきたといえる。

　たとえば、カマドの改良は全国的にみて今では常識化しているが、その大きな動機は、焚物の代金が半分か三分の一ですむというお金の事が土台となって注意を呼んだのである。また簡易水道ができて、流しの栓から直接に水が吐き出されるのをみると、頑固に新規なことに反対していた老人たちも、目を細くして喜ぶという話もきけるのであるが、水汲みの苦労が全くなくなるのだから、夢としか思えないのだろう。

　この頃はまた、農家で乳牛を飼うようになった。ニワトリは昔からだが、いよいよ全農家で飼うようにもなった。これまでは、それらからの生産物は、ただ売るためのもの、お金にするだけの目的だったが、一日に一人一合ずつ、卵は一日に一個ずつというように自家消費へとまわすという家もぼつぼつ出て来たのである。病気になって薬代を払うことを思えば、ふだん栄養をとることは採算に合うということに気がついて来たのである。

　衣服の改善は、作業着からという声で、それも各地で競って努め出した。作業がてきぱきできるばかりでなしに、どのようにしたならば気持ちのよい美しい作業着ができるかという方向へも着眼されて来た。

　これまでは農作物の品評会には農作物ばかりの陳列であったが、この頃は、わが家の食物、工夫した作業着や子供服なども併せて陳列するという風になって、男も女もたのしんで見に集るという状況になって来た。

　このようにして、衣食住、衛生方面のことは目にみえて改善の軌道にのって来たといえるのであるが、むずかしいのは人間関係、特に社交関係である。家族関係のことは、家計を整備することから、家族会議へとおのずから伸びて来て、各自が自分の意見をあれやこれやと発言するようになったのである。それで昔流の姑の目というものはうすらいで来たが、社交関係となるとなかなかむずかしいことのようだ。

　結婚の問題をとり上げてみると、それは社交関係とからむのだからやっかいだ。ある村の一軒の茶の間で青年たちの座談会をやったとき、農学校出身の一人の男子青年が、同輩たちに、日頃恋愛結婚、いな友愛結婚でなければと頑張っていたのに、親たちのすすめで、見合結婚をすることになったというので、他の青年たちから手きびしい吊し上げを食って、頭をかいていたが、結婚ともなればじぶんの考えのままには仲々いかないらしい。家庭の融和のためだというのが青年の口実であったが、その口実でいくと、それからそれと、家庭の融和のために、親たちと妥協を重ねていかなければならなくなるのが目に見える。堤がきれたように、結納は、支度は、披露の宴会は、と次々に親の意見に従わなければ、融和を欠くことになり、それからさきも親の意見で、万事が旧態依然たる家庭の様子や、社交関係が温存されていくことになろう。人と人との関係のことは実に微妙である。一つの歯車がくるうと全体にくるいが来る。実に社交関係、人間関係はむずかしいのである。

　ここに一つの問題がある。関係筋への義理ということから、村の人たちは人との交際事、つまり人寄せのときなどは派手にやる。日頃は働け働け主義の旧時代の農民倫理をいまだに信奉しているために、普段のレクリエーションが足りない、その足りないレクリエーションを、何かの儀礼事の際に、どかっととる、妙なバランス現象を示すといえるのである。だから、普段のレクリエーションの充実が結婚式などを派手にやる風習を改革するための条件となるかと考えられるのである。

　農村のレクリエーションとして、今日着目されているのは、山梨県の富士見村でみるように、スポーツであろう。野球でも、テニスでも、バスケットボールでもよい。それからもう一つは映画であろう。月に二回位は村民一同で映画をみられるようにしたいものだ。最新の封切りものなどと贅沢をいわないで、二三年度前のものでもなんでもいい。それから音楽でも、写真でも、絵でも、俳句でも、何んでもよい。それらレクリエーションの新規なとり入れをして、それらで、旧式の飲み食い一方の、野蛮な中世期的なたのしみにひたることをへこませるような体制に着眼することだ。

　兵庫県の豊岡市の一部落で、村の会合に出たとき、婦人たちは、即席で、唄をうたい、また一人のおばあさんが、家庭でいつも子供達と一緒にハモニカの合奏をやっているというその技量をみせてくれたのだったが、やる方でも、聴く方でも、朗かでうれしい限りの情景だった。せんべいでお茶をのみながらの会合である。このような習慣は、社交の形成をも、家庭の雰囲気をも、ぐっと明るくするにちがいない。

　結婚のことにかえるが、西洋では、何回も使った結婚衣裳程お目出度いというので、よろこんで、貸したり借りたりするそうだが、日本では、妙な迷信で、結婚衣裳は是非新調のものでなければと考えている。結婚衣裳そのものの近代化ということも問題だが、それは早速にみなに賛成してもらえそうもない。それに支度のことだが、これも考えさせられる。今日では民法のきまりで、当然親の財産を子供たちが均分的にゆずってもらえることになっているのだから、そのつもりで支度を整えるのだろうが、今では、衣裳もちということは古い考えであるし、また流行おくれの着物を沢山もっていたからといって宝のもちぐされだ。それは、「旦他家にお嫁にいくと、小遣ももらえず、欲しい着物も買えない、かわいそうだという親心から出た風習だと思えるのであるが、そのことは、はじめにいった婚家の家計の新しい改革によって解消されることになろう。それぞれの小遣はこれだけと家計の上できまる筈だからである。もしも余裕ある家ならば支度の代りに娘に貯金帳をもたせてやるといい。だが貯金帳では縁ずき先きの親父や、またむこさんに流用されてしまったりするから心配だと考えているようだが、嫁にいく娘さんの考えがはっきりしているならば、まさか、むざむざと、飲み代などに使われてしまうこともあるまい。何とかして、そういう風習が素直に育つようにしたいものだ。

　いろいろと述べたが、くりかえして記すと、生産方面のことに、婦人たちが頭を使うようになったことで、生活改善に積極性を与えて来ていること。一家の生活ばかりでなく村社会全体のことに目を向けて、共同でやるべきことにおつくうがらないで努力する風が一部にではあるが著しく伸びて来たこと。今日、常識的になりかかっている栄養・衛生のことなどから、わが家の現実の状態を反省してみるように進んで来たことなどを指摘できる。そしてこれからは、お互いの旧来からの社交関係を、徹底的に清算して、無駄な失費をなくするように改めていくこと、そのように改めるために、新規なレクリエーションをとり入れていくこと。などをつとめて、村社会との交渉を保ちながらわが家を、物心両面から明朗化していくことが、今日の実情を参酌して考えられる事項であろう。（早大教授）

第八回婦人週間

婦人会議（第四回）のテーマをめぐって

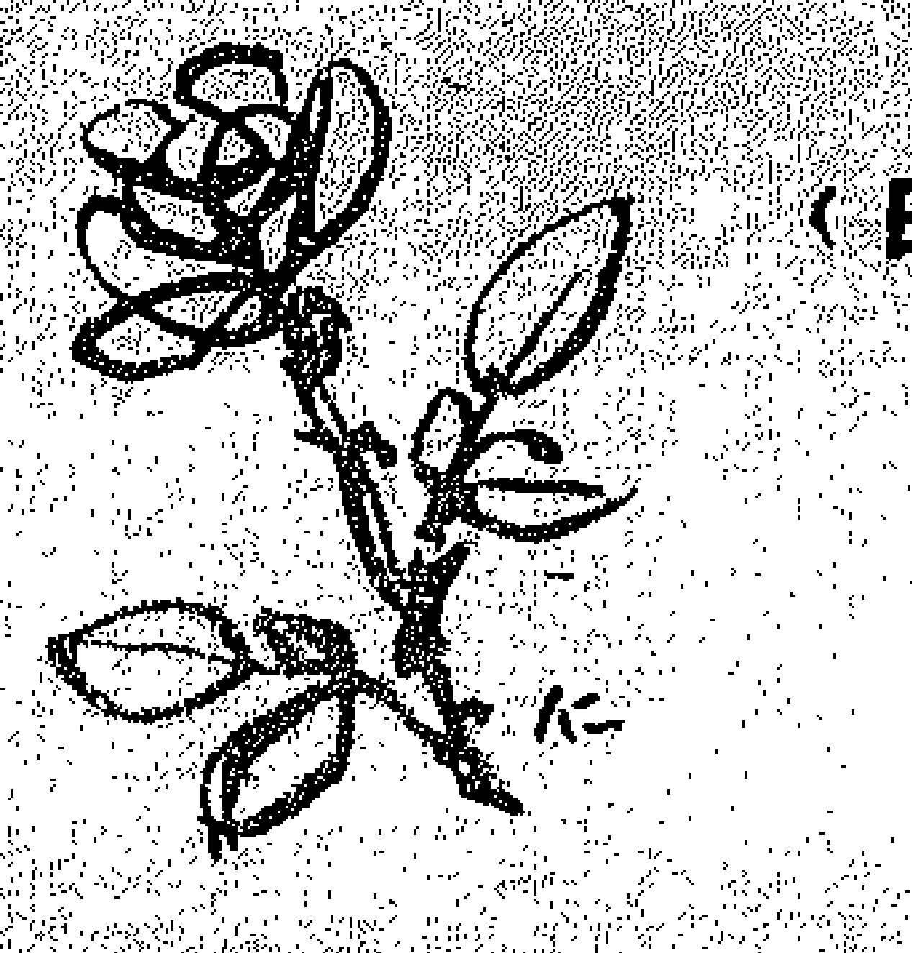

（日本の家庭を明るくするために）

本稿は一月二十六日 NHK から放送されたものに御出席の三氏がそれぞれ手を加えられたものです

出席者
評論家　坂西志保
労働省婦人課長　高橋展子
（司会）NHK婦人課長　江上フジ

◇このテーマを選んだ理由

江上　今年の婦人週間の婦人会議のテーマとして「みんなで日本の家庭を明るくする」ということを取上げることになりましたが、このテーマを選んだ理由について、最初に高橋さんから御説明いただきたいと思います。

高橋　今年の婦人会議のテーマとして私たちがこの問題を取上げましたのは日本の社会で、もっと家庭というものが大切にされてもいいんじゃないか、また家庭の内容がもっと明るくなつてもいいんじゃないかと前々から考えていたことからなのです。家庭は個人にとっては、毎日の生活を営む最も人間的な生活の場であり、社会にとっても文化や生産の源となる単位ですから、この家庭のもつ意義というものは尊重されなければならないと思うんですが、日本の社会では、こういう意味での家庭というものの認識が十分になされていなかったのじゃないか、個人の生活に力を与え、憩いを与えるいわゆる〃ホーム〃という面の役割を十分に果していなかつたんじゃないか。また次代のすこやかな国民を社会に送り出すという機能において欠けるところがあつたんじゃないか、また、社会全般が家庭を粗末にして、家庭の中で楽しむというよりも、外へ出て楽しむというような傾向が強かつたんじゃないか。また家庭生活の安定のための社会政策がたりなかつたのではないか、そういうことを考えますと、近代的な家庭の在り方というものを考え、日本社会における家庭の在り方を検討して、それを明るくするために婦人はどうすればよいかをもう一度考えてみてもよいと思つたわけです。

江上　このテーマについて坂西先生はどうお考えになりますか。

坂西　私は非常によいテーマだと思います。今まで労働省でお出しになつたテーマも大変よくて、女性を反省させたと思いますが、やっぱり私は、家庭が中心にならなければ人間は幸福になれない、というほど家庭というものを重く考えているんです。家庭というようなことを持ち出すと、古いとか、後戻りしたとかお考えになるかもしれませんが、古いものに新しい生命を吹きこんで、新しいものにしていくことが私たちの使命だと思うんです。今度憲法の改正にともなつて、二十四条、二十五条が改革されると、家庭内の男女の平等とか、家庭に対する考え方が大きく変つてくるんじゃないかと思います。

私が海外から帰ってつくづく考えたことは、日本では、家庭というところは、大人の男の人にとっては、寝て、洗たくしてもらって、お風呂に入って、あとはもう勝手にしていればよい、という所だということです。高橋さんの云われるように、家庭というものをほんとうに大切にしていないんです。

江上　私も会議の共催者の一人としてこのテーマは大変いいことだと思つたんですが、何か家庭というと、すぐ主婦だけを大きくクローズアップして考え勝ちですが……。

坂西　家庭は主婦だけのものでなくて家族全体のものです。子供もお父さんやお母さんと同じ家庭のメンバーの一人なんです。日本の婦人が家庭をいやがるのは、日本では何か家庭というとミッチリものに考える。家庭があるからこそ、

健全な社会が育つんだということが考えられていない。だから、この考えをほぐしていつて、不純なものがあれば、女性の側からなおしていくことだと思います。

高橋　私としては、このテーマを選んだのは、後退的どころか、とても野心的なんですよ。

坂西　進歩的でさえあるんじゃないですか。

江上　戦後の傾向として、いそいだ気持——毎回目先を変えるという、そういう傾向から婦人週間も毎年テーマを変えていられたようですが、今年の年頭の座談会で、坂西先生がおつしやいましたね。続けて、じつくりやるつてことにこそ進歩がある、同じことをくり返し、くり返しやるつていうことを……。

坂西　あのとき、森田（元子 洋画家）さんも出席していらつしやつたけれど、森田さんは同じ婦人像を、同じような色彩で、来る年も来る年も描いていらつしやる。しかし去年の作と今年の作では格段の相違がある。そういうところにほんとの進歩があるんだと思うんですが、日本では今日はマンボ、あしたはチャチャチャつて工合なんですね。いつも先走りしていないとおくれるように思っているんです。私など、いつも古いことをじつくり取組んでいるんですよ。それを完成していくことこそ尊いと思うんですが……。

◇民主々義と家庭の調和

江上　「日本の家庭を明るくする」というテーマの内容を大きく二つに分けて、「近代社会における家庭の意義」ということと「家庭を明るくするには何をしたらよいか」という二点に問題を分けて考えてみたいと思いますが、意義などというとむずかしくきこえて、応募する人が論文を書く場合の手がかりがないので、このテーマについて考えるきつかけになるようなことは坂西先生、第一に何でしようか。

坂西　日本の家庭は戦後民主々義になつたトタンにその本質の使命を忘れて、その後崩壊の一途をたどつているわけでしよう。しかし、これは不健全なことなのです。今まで日本の家庭には望ましくないことがいろいろあつた——たとえば大家族主義のために個人の自由や権利が認められず、誰かが下敷きになつて血と涙で暮すというようなことがあたりまえのように考えられていた。そういうことはなくさなければならないと思いますが、しかし今は皆が自由になつたからと云つて、そのために家庭というものがなくなつてしまつては困るのです。それで、そのバランスを皆がどう考えるかということですね。

江上　家庭が社会の単位だということはよく云われますが、その家庭をさらに分析したときに、その家庭を構成している個人をどう生かして社会につながっているか、個人と社会とのつながりを大ざつぱに考えているんじゃないか。日本の場合には正しい個人主義意識がぼやけているんではないかと思うんですが。

坂西　日本では個人的意識を持つことは自分をむき出しにして人と対すると考えになるので、人がいづらくなると考えているんです。ところが、何も持たない人が何人集つても物事は何も解決しないけれども、たとえ一人一人が不完全で考えが足りなくても、こういうことをしたいという意見を持つた人が集れば、運営の方法がたちます。それが、「さあ、あなたからお先きに、お先きに。」と云つていると、いつまでたつても戸口があかないで出られない。こういう行きづまりが日本にはありますね。アメリカの開拓者が云つたことですが、「一人は一人前、二人になると半人前、三人になるとゼロになる。」ゼロではいつまでたつても解決しません。一人一人が自分の意見を持つて集れば建設的な意見も出ますが、そうでないと悲劇の連続です。お正月の美空ひばりちゃんや弥彦神社の事件のような問題でも、クリスマスの前夜に法王庁の前に集る人々のように祈るような敬虔な態度でいるなら、ああいうことは起らなかつたでしよう。今なすべきことは、家族の間から考える人をつくることだと、私は思います。

◇家庭の中の人間関係について

江上　このテーマをきめる前に相当打合わせをしたのですが、その時、人間関係が大変大切なことじゃないかということが出ましたが、その点について高橋さんお話しいただきたいのですが。

高橋　近代的社会における家族の意義ということで、会議に出席される方たちに考えていただきたいことは、家庭のもつ役割について検討していただきたいということです。家庭というものは人類の歴史とともにある制度ですが、時代の流れとともにその機能とか形とかは変つてきてるようです。近代の社会の中で、家庭が最も機能を発揮するのはどういう点かというと、これは人によつて考え方も違うと思いますが、人間的な結合というか、家族同士が個人を尊重して、互いに結合する。それがプラスになるような結合の仕方であること。個人が相手を尊重し、しかも緊張をともなわず、あすへの活力を蓄え、人格的に成長するような結びつき、なごやかなうちに、明日への生活や生産の源になるところ。そういうふうに考えられると思います。

坂西　私は家庭こそ人間が社会人として教育される最初の道場だと思うんです。一歩家庭の外に出れば批判ははげしいし、

一歩まちがえば容赦なくたたかれるんです。しかし家庭では愛情と理解があって、まちがいをしても、それを直してもらえるし、立ち直ることもできます。こういう家庭生活を経て始めて社会へ立っても大きな仕事ができるんです。不幸な家庭に育った人ほど不幸な人はないと、私は常々思っています。

江上　人間関係を扱う場合、日本ではすぐに愛情で、それも波風をたてたくないというだけの感情で、ともかくそういうもので処理するという習慣があります。これはどうかと思うんですが。

坂西　愛情や感情はたしかに必要だけれど、その場合、愛情が理性に支えられているかどうかってことですね。

江上　私の方へくる投書でも、嫁・姑の間でいつも自分を殺してやっているから、うまくいっている、こういうようなのが多いんですが、こういうのは……。

坂西　それは修身ですよ。

江上　そういう場合、表面はうまくいっているように見えても、坂西さんのおっしゃる理性が欠けているので、壁につき当ってしまう。人間関係を理性的に見るということ。家庭内の人間関係が、社会における人間関係につながっている。そういう意味で赤ん坊の人格も十分尊重されなければならないわけです。そこでよい調和にたった人間関係が、明るいホームをつくると思うんですが、それにつけても家庭の明るさということには、経済ということも大きな部分を占めるんじやないでしょうか。

坂西　愛情があって家庭を営んでも、物質的な面が不安定だと、不幸に終ることが多いですね。離婚の理由をみても衣食住の問題が多いです。ですから、もちろん人間関係の中に、経済の面も含まれるわけです。

高橋　しかも経済の問題は、個人的な努力だけでは解決のできない点も多いので、そこでこの〃日本の家庭を明るく〃というテーマは、賃金の問題や社会保障の問題とむすびつくといえます。

坂西　それから、秩序ある生活が家庭の中で行われなければならないと思うんです。日本では門の戸を閉めて家庭に入れば裸になっても、少しくらい乱暴してもよいと思っていますが、一つの家庭をお互いに営んでいるんですから、家庭の中だって人格の尊重ということがあります。ですから、自分が少し暑くっても、やっぱり着るべきものは着ていなくてはいけない。礼儀をつくすということが根本の問題として考えられなければならないと思います。

高橋　先ほど愛情にたよりすぎるというお話が出ましたが、今の日本の在り方をみますと、やっぱりまだ愛情ということを強調してもよいように思うんですよ。特に私が云いたいのは夫婦の間の愛情のことなんですが、愛情によるむすびつきということがあまり問題にされていない。家庭は夫婦が中心になって、それに子供や親たちを含めて一つの単位として構成されているんですが、始めから愛情を問題にしないで結婚生活を持っている場合が少くないんじゃないか。そこには男女平等な夫婦関係は期待されなく、何か生活上の便宜で結婚するというようなことから、さっき坂西先生のおっしゃった、男は家庭では寝て食べるだけというようなことになり、家庭の中で楽しむという気持ちがないので、自然外へ楽しみを求めるようになる。一方外にいけば、男を対象とした娯楽施設がいたるところにあるし、今問題になっている売春問題などもこのことにつながりがあるともいえるんじゃないか。そういう意味からも結婚における人間的な愛情というものをもっと強調してもよいと思うんです。

坂西　事務的というか、生活の便宜のための結婚というようなことがありますね。

江上　今家庭の秩序を保たせるという話が出ましたが、そのために技術というものは相当大切に考えてもよいと思うんです。

坂西　秩序というとむずかしくなりますが、例えば時間の使い方でもその人が能率的に生きるかどうかということをはっきりときめることでしょう。このごろの若い主婦の中には、生活の時間割を作って、今まで三十分も新聞を読む時間がなかったのに、朝一時間、新聞や雑誌を読んだり、すきな番組のラジオを聞く時間をつくったり、子供が午後に学校から帰ってきたら、おやつを食べながら学校の話をきいたり、また夕飯の時には御主人と話したりというふうに、今まで主婦として一日ばたばたして暮していたのを、自分の時間を作って生活に秩序を立てて進歩していく、そういう考えが出てきたように思います。

江上　きちんと掃除も料理もして時間を生み出すというのならいいんですが、時間を生み出すために、手早く料理を作るということはどうでしょう。料理を作るっていうことをつまらない、うとましいことのように思うという傾向もみえるんですが。

坂西　私なんかひまがあると、家を徹底的にきれいにするということによろこびを感じるんですがね。

江上　私など外に出ているので、家にいて料理をつくったりすることはレクリエーションの意味もあるから、それが楽しみだといっても、一つの標準にはならないかもしれないでしょうが、四十くらいう人になると、家庭の仕事をつまらないものと思う傾向があるようですね。家庭の仕事に落胆している。これは、その年齢になると、家庭の毎日の機械的な仕事にあきてくるためじゃないでしょうか。

坂西　若い時からそのような同じ仕事ばかりしていると、疲れが出てくるんです。アメリカなどでは、どんなまずい料理でも、奥さんが一所懸命つくると、きっと御主人がほめる。今日はめずらしいものを食べておいしかった。こないだのよりよくできたとか云ってよろこばせる。だから奥さんにも張合いがある。こういうようにしてもらわないと、疲れてしまうんです。

江上　私がさっき、家庭生活の技術と云ったのは、そういうことなんです。子供も親も、外から帰った人には家にいる人が憩いを与え、一日家にいる人には外から帰った人が、家で一日仕事をしていたことに対する感謝と慰めをする。そういうことだと思うんです。

坂西　日本では家庭というとすぐ主婦と結びつけてミミッチイ存在だと思うけれど、西洋では奥さんという肩書きはとっても御自慢なんですよ。

高橋　家事に疲れたり、周囲との人間関係がおもわしくないために、家庭生活と社会生活とのつながり、調和ということに自信が持てなくて、不安になる。それが家庭生活に対する不満のもとになるのではないでしょうか。そういうことを云うと、このごろ云われている主婦論の問題にもなるかと思います。また結婚と職業の両立の問題、こういう点についても婦人会議で皆さんがつっこんで話し合われると面白いと思います。

坂西　今は過渡期ですから、今まで全勢力を家庭生活にそそいできた人が、それだけが人生でなくて、もっと外の世界があったんだと云われてみると、何だか損をしたような気がして動揺する。しかし、これから育ってくる新しい世代の人たちは、十分社会にも足をつっこんで、自分の生活をつくっていますから、こういう動揺はなくなるのではないでしょうか。夫が立派で生産をよくしてくれ、子供が立派に成長していったら、家庭に誇りが持て、幸福になれるんじゃないですか。そしてそれが立派な報酬になるんじゃないですか。

◇将来の課題について

江上　そういうことも討議の話題になると思いますが、家庭生活を明るくする上で、将来にどんな課題があるかというようなことについて、坂西先生、何か具体的な例がございましょうか。

坂西　家庭を暗くすることは何か――というふうに先ず考えてみて、それをひっくり返したら、明るい面が出てくるんじゃないでしょうか。それから、どういうふうにして明るい家庭をつくったか、というような例――例えば嫁と姑の間で、話の場を作ったとか、農家で新夫婦のために一室を設けて暮したら、別居しないで、食事も生活も一緒だけれど、自分たちの生活を打ち立てることによって、感情的な対立がなくなり、緊張せずにうまくいっているというような例があるんじゃないですか。

江上　ずいぶんありますよ。青年団の方からきいたんですが、見場は悪くても、納屋を改造して部屋を作ったら、家庭が明るくなって、却って愛情が細かくなった、というようなこともありました。

坂西　家庭をあかるくするということでもう一つ、家事の分担をするということ、少し大きくなったら子供だって結構分担できるんです。また、奥さんがPTAなどで活躍する場合、どういうふうにして家をまとめていくかというようなこと。みんなが家事を分担することによって、むしろみんなが家庭のことに関心を持って明るくなるという面もあります。

江上　そういう風潮になると、男の方も気はずかしく思わなくなりますね。近頃は大分少なくなりましたけれど、何となくテレくさいというようなこともありますね。

高橋　新しい世代の人の中には、男でも奥さんよりお料理が上手だといばりながらやっている方もありますよ。

◇論文を書く態度について

江上　そういうことは若い人に期待が持てますね。坂西先生、昨年婦人会議に応募した論文をお読みになって、書き方などについて、今年応募する方の参考になるような御感想がありましたら――。

坂西　皆さん、よく考えてなかなかよい論文をお寄せ下さったんですが、抽象論が多かったんです。新聞の論説をちょっとやさしくしたようなお説教式のものが多かったんですが、結局選ばれたのは自分がほんとうにやってみて、こういうことをして成功したとか、失敗したというような、自分の経験をもとにして具体的に書いたもの、それが社会に広くつながるものであることだと思います。しかし、自分の主張といってもそれがハリネズミのようにピーンとして人を寄せつけないようでは困ります。自分の主張であると同時に社会的な目で見られ、解釈されているものであること。それからもう一つ、これを書いてしまったら、これで万事終れりというので、ドカンと腰を落ちつけてしまったのでは困ります。これが今までの総決算だとすれば、これをもとにして、これから先十年の間には、こういうところまで発展させていきたいというような、新しい抱負をきかせてもらいたいと思います。

江上　今日はお忙しいところをありがとうございました。

農村の家庭生活を明るくするには

——世代家族を一代家族に改めることが先決——

我妻東策

今年の婦人週間のスローガンは「みんなで日本の家庭を明るく」というのであるが、これについて、婦人週間の主唱機関たる労働省婦人少年局がその開催の目的として説明しているところを読んで、これに対する私の意見を述べさせてもらいたいと思う。

家庭を明るくする、といっても、現在多くの家庭のもっている暗さの犠牲になっているのは主として婦人であるから、家庭生活における婦人の地位の向上が家庭を明るくする最大の手段である。ところで、わが国の家庭のうちでも最も暗いのは農村のそれで、家庭における婦人の地位も農婦の場合がいちばん低いが、その主なる原因の一つは、なんといってもわが国の農家のほとんど全部が世代家族である点にあると思う。そこで近代国家にふさわしい農家をつくり、農村婦人の地位を高めるためには、この農家の世代家族をくずして一代家族制に改めることが先決問題である。

農家の暗い生活を象徴するものに、嫁と姑の問題があるが、これも一代家族ではほとんど起らない問題である。世には賢明な当事者間の懸命な努力によって嫁姑の間柄が円満にいっている、という美談（?）もないではないが、その場合にも、当事者とくに嫁のいい知れぬ忍従を無視するわけにはいかない。

日本の農業経営が労作主義的で、とくに農繁期の労働の山が高い点や、農家の所得がきわめて低い点などから、世代家族制の不可避な点を説く向きもあるが、それゆえにこそ、むしろ一代家族制に改むべきだろう。というのは、労作経営においても、低所得家計においても、いちばんの犠牲者は嫁だからである。わずかな睡眠時間以外毎日ドレイのように立ち働き、しかも「嫁入りして三年たっても足袋一足買ってもらえない」という日本の農家の嫁——これあるがために労作低所得の農業経営も支えられているとしたら、一日も早く嫁を解放して、こんな不利な農業経営はやめるべきだろう。

世代家族を解体して若夫婦が両親や祖父母と別居する場合、嫁の地位が向上するのみでなく、若夫婦が老人たちの拘束から離れて、営農に生活に自由な腕を振い得ることになるのは明らかである。なぜならば一代家族は、両性の理解と協力と愛情によって成立すべきものだからである。

だがこの農家の民主的再編成を行うには、デンマークなどで行われているようにセガレが親の農場を買い取るか、あるいはアメリカなどによくあるように隠居農場（リタイヤメント・ファーム）をつくらねばならない。隠居農場は老後の農場だから、さし当り十万円か十五万円の所得をねらう程度のものでよかろうが、これこそ適地適産主義で行くべきだろう。小規模な果樹、野菜、洋菜、花物、苗木、盆栽作り、酪農、養鶏、養豚、飼馬など、米麦作以外のものなら何んでもよかろう。とくに促成、抑制、軟化栽培などの高等園芸は面白かろうが、その実現にはぜひとも政府の手厚い助成が必要である。できれば、政府の手で隠居家なども建ててやるべきだろう。

こうして隠居農場ができれば、そこに二戸の明るい家庭ができるというもので、農民の力はたちまち二倍にも三倍にもなり、国の発展にも大いに寄与することになろう。（東京農大教授、農博）

◇婦人週間のためのステーションブレーク

明るい家庭の意義をあらわすもの

○明るい家庭は個人の幸福のみなもと、社会を進める力です。みんなで日本の家庭を明るくしましよう。

○社会がよくなれば、私達も幸福です。みんなで日本の家庭を明るくしましよう

○家庭は子供の人格形成の大切な場所です。みんなで日本の家庭を明るくしましよう。

明るい家庭をつくる方法をあらわすもの

○明るい家庭は幸福のみなもと、家庭をあかるくするにはどうすればよいかをみんなで考えましよう。

○よい家庭はよい結婚から。理解と愛情にもとづく結婚で、あかるい家庭をつくりましよう。

○民主的な家族関係と合理的な生活技術で、あかるい家庭をきずきましよう。

○おばあさんも、お父さんも、お母さんも、子供さんも、お互を理解して、みんな仲よく、生活の合理化を工夫して、明るい家庭をきずきましよう。

○すまい方や仕事のやり方を工夫して、みんなの協力で日本の家庭を明るく。

◇婦人少年協会事務所移転おしらせ

二月十五日より当協会事務所を左の通り移転いたしましたからお知らせいたします。

新事務所　**東京都千代田区**
神田一ツ橋一ノ一
都電一ツ橋下車如水会館裏（日本職業指導協会内）
旧事務所より約五分のところ
電話番号　**九段局（33）九五九七番**
九五九八番

第八回婦人週間開催について

○第八回婦人週間要綱

婦人の地位向上をはかるためには、婦人自身及び社会一般が不断の努力を重ねるとともに、一定期間を設けて強力な運動を展開することが必要と考えられるところから、昭和二十四年以来、例年わが国婦人の最初の参政権行使の期日である四月十日に始まる一週間を婦人週間として、全国的に婦人の地位向上のための行事を行ってきましたが、今年は左によって第八回を開催します。

一、目　的　婦人の地位向上のためには婦人が近代的な意識と高い能力を身につけると同時に、そのもつ力を実際生活に役立たせることが必要であります。さらに婦人の地位の実質的な向上と社会の進歩発展とは相関々係にあることが考えられますので、社会の発展に貢献するために婦人のもつ力を役立たせることがきわめて肝要であります。

ここにおいて社会を構成する最も基礎的な単位であり、労働力再生産の場である家庭の問題をとりあげ、近代国家にふさわしい、あかるい家庭を確立するために、婦人がその力を発揮するようにうながし、さらに家庭の成員である男子の理解と協力を得るとともに社会における家庭の意義について一般の認識を深め、もって婦人の地位の実質的向上及びわが国の社会的進歩に寄与することを本週間の目的とします。

二、目　標　「婦人の力を役立たせる」

三、強調事項　とくにあかるい家庭の建設のために婦人のもつ力を役立たせる

四、スローガン
「みんなで日本の家庭を明るく」

五、期　間　昭和三十一年四月十日（火）から十六日（月）までの一週間

六、主唱機関　労働省

七、協力または参加を依頼する機関
人事院、総理府、自治庁、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林省、運輸省、郵政省、建設省、最高裁判所、地方公共団体（都道府県・市町村）、日本電信電話公社、各教育委員会、日本銀行、日本放送協会、社会福祉団体、文化団体、協同組合、婦人団体、青年団体、経営者団体、労働団体、政党、国際関係諸機関、職能団体、新聞社、雑誌社、民間放送各社

八、実施事項

（一）主唱機関では次の事業を行う。
1、婦人問題会議——中央及び地方（N・H・Kと共催）
2、婦人週間大会——中央（同右）
3、婦人週間地方大会——地方
4、資料の作成配布
5、機関紙（誌）による主旨の徹底
6、報道機関による宣伝
7、その他

（二）協力または参加する機関では、それぞれの機能に応じて、この週間の目的にそった事業を自主的に行う。
スローガン等も独自に設けられる

十、経　費　主唱機関が行う事業の経費は主唱機関が、協力・参加機関が行う事業の経費は各機関が負担する。

○全国婦人会議開催要領

一、趣　旨　近代国家にふさわしい明るい家庭をつくるにはどうしたらよいかを究明して、婦人の力をそのために役立たせるようながすと同時に、社会における家庭の意義について一般の認識を深めるためにこの会議を開催する。

二、議　題　——日本の家庭を明るくするために——

三、主　催　労働省　日本放送協会

四、期　日　四月十四日（土）十五日（日）十六日（月）

五、会　場　産経会館・NHKホール

六、会議の構成　会議は部会及び総会によって行われる。部会は四部会に分けられ、十五名の会議員と一名の討論補助者（専門家）によって構成され、次の討論内容により討議がなされる。各部会の討論内容は合同部会に報告され、討議に付されるほか、会議の経過および内容は総会において報告される。なお総会においては討論補助者（専門家）のみによる討論も行われる。

七、討論の内容
近代社会における家庭の意義
（1）社会の構成単位としての家庭の役割りは何か
（2）現在、家庭の機能は十分果されているか、いこいの場として、子女の教育の場として、労働力再生産の場として、相互扶助の場として等
いかにして家庭を明るくするか
人間関係、生活技術、家庭経済、家庭と職業、交際等の面において

八、参加者の範囲及び人数
1、会議員　全国都道府県より約六〇名を別記選考方法によって選定する
2、討論補助者　当該問題について有識者を依頼する。（別項一一参照）
3、傍聴者　会議は一般公開とし、男女を問わず傍聴をみとめる。
4、特別傍聴人　傍聴及び意見発表を行わせるため、東京都在住の男子約二〇名を依頼する。

九、会議日程
四月十四日（土）　午前開会式（挨拶並に会議説明）
午後部会（討論）　合同部会（部会報告の説明及び質疑）
四月十五日（日）
午前部会（討論）　合同部会（部会報告及び質疑）
四月十六日（月）
午前総会（会議経過報告、特別傍聴人の意見発表、専門家討論）

一〇、会議出席者募集規定（内容省略。本誌三二号表紙の二参照）

一一、選考委員並びに討論補助者（○印は討論補助者）

法政大学教授（委員長）	谷川徹三
朝日新聞社論説委員	○伊藤昇
東京教育大学教授	○岡田謙
家事調停委員	○大浜英子
全国未亡人団体協議会事務局長	○山高しげり
日本放送協会ラジオ局長	春日由三
日本放送協会婦人課長	江上フジ
労働省婦人少年局長	谷野せつ
労働省大臣官房総務課長	村上茂利

婦人週間実施のしおり

一　第八回婦人週間の構想

労働省では例年の婦人週間に当って、その時々に婦人の地位の向上のために最も重要と思われる問題を選んで、運動目標としています。

第一回から第五回までは、主として意識の面の向上、考え方の近代化という点から目標を選び、第六回、第七回は、実力の面の向上についてとりあげましたが本年は「婦人の力を役立たせる」ことを目標として、「とくに明るい家庭の建設のために婦人のもつ力を役立たせる」ことを強調事項としました。この目標の選定にあたっては、全国的に団体や個人にアンケートを出して各方面の意向を参考にしました。

また、この週間の目標を具体的に示して一般に呼びかけるために「みんなで日本の家庭を明るく」というスローガンを設けました。これは個人の家庭を明るくするというせまい意味ではなく、日本社会における家庭全般の近代化のために個人も社会も努力しようという意味です。しかし、このスローガンはあくまで、労働省としてのものであって、協力機関や参加機関がそれぞれの立場から独自のスローガンを設けることは自由です。

二　本週間の運動方針

労働省では、中央および地方の出先機関を通じて本週間の運動を展開しますが、その運動の重点をあげてみましょう。

1、日本の社会における家庭の現状はどうなっているかを検討する。

2、日本社会における家庭をあかるくするために婦人の力の発揮をうながす。

3、近代社会における家庭の意義についての社会一般の認識をうながし、家庭の機能がよりよく発揮できるための環境の整備をはかる。

◎近代社会における家庭の意義については次の諸点を強調する。

(1)　個人的な面から見た場合（成員に精神的、経済的な安定を与え、幸福をもたらす場としての役割り）

○愛情生活の充足の場　○衣食住を充足する場　○人格形成の場　○老幼者の保護の場

(2)　社会的な面から見た場合（社会の進歩発展に寄与する役割り）

○次の世代の育成の場　○労働力再生産の場　○国民性の形成の場

日本の家庭をあかるくするにはどうすればよいかについては、個人の役割り、近隣との関係、国家社会との関連について考える

○民主的な家族関係の確立　○生活技術の合理化　○交際の面における因習虚礼の廃止　○家庭経済の安定　○家庭軽視の慣習の是正　○社会福祉の増進　○社会保障制度の充実

三　第八回婦人週間の主旨

（目標の内容）

啓蒙活動における観点について、少しくわしくのべておきます。

（一）　家庭の意義と機能について

家庭は、夫婦とその子供や父母、さらに兄弟姉妹などの近親関係にある人々の集団である家族が、日々の生活をいとなむ場所であります。

この家庭に私たちは生れ、その生活の大部分をおくります。すなわち、家庭の中で出生し成長し、自らもまた結婚して家庭を形成して生きていくということは、人間の基本的な生活様式であります。

人は乳児期からその大部分の時間を家庭でくらし、そこで言葉をおぼえ、是非善悪の判断をまなび、他人との交渉の仕方をならい、生活の型を身につけ、人間として成長していきます。家庭で形成される性格は人間の性格形成の土台になるもので、民族的性格の相違が、家庭におけるしつけ方のちがいによって説明されるほどです。また、家庭で習得する生活の習慣はその社会の風俗を大きく特徴づけます。さらに、個人がどのような家庭生活をいとなむかは、社会全体の健康、生産力、また文化や政治の性格をも左右します。

このように家庭は個人の幸福を左右し国家社会の進歩発展を決定する重要な意義と機能をもつものです。この家庭の問題をとりあげ、日本社会における家庭を近代国家にふさわしいあかるいものとするために、婦人の力を役立てようというのが今週間の目標です。

（二）　近代社会における家庭

血縁集団としての家族は、人類の歴史とともに古い集団ですが、その集団がどのような形態の家庭をいとなむかは、時代や国の相違、あるいは階級や職業の相違によってかなり異っています。一般に農業社会においては、家庭は非常に多くの機能をもっていました。家庭は家族員に心身の安定をあたえるという基本的な機能をもつ他に、それ自身が生産の単位であり、家業や処世を教える教育の場所でもあり、病人の看護、娯楽、社交などもすべて家庭の中で行われていました。

しかし、工業化の進展とともに直接生産者と生産手段の分離が進むと、家庭は生産の場所ではなくなってきます。そして近代の社会では、教育は大幅に学校に譲りわたされ、養護の機能の大部分は病院に、娯楽も家庭外の場に、裁縫や洗濯さえも専門家にというように、かつて家庭の持っていた機能の多くが外部の諸集団に移されて、家庭は単なる消費単位へとかわる傾向をみせます。したがって人々の生活は家庭外に拡大し、生活の多くの部分が家族を一応離れて個人として行われるようになり、同時に家族構成も大家族から小家族へと分化します。これらの変化に伴って、家族員に対する家庭の

拘束は弱くなり、また家族同士の関係にも変化がおき、家庭は、形式的権威的な制度に根底をもつものから、お互いに愛情や理解や合意というような人格的な相互関係に基く友愛を基盤とする集団に移る傾向を示します。

こうした家庭の機能の変化に伴って、国家の政策にも転換が行われ、従来家族の責任とされていた扶養の義務を国家が大幅に担当し、また児童手当、老令年金等を支給して家庭生活の安定をはかるような方策が発達してきました。とくに工業化――家族の分化の早くから行われたヨーロッパの諸国では、この家庭の機能の変化に即応するゆきとどいた社会保障制度の実現をみております。

このように、社会の分化と発展に伴って家庭の形態や機能は大きな変化を示してきました。そして一般に近代社会においては家庭の機能として、人格的結合という面が強くなり、夫婦の間の愛情の充足、子供の人格形成という機能がクローズ・アップされます。すなわち、夫婦が愛情をみたしあって心身の安定を得、健全な子供を社会におくりだすということが、個人的にも社会的にも家庭の最も大きな機能として期待されるようになります。このほかにも家族構成によっては、他の家族員同士の愛情の交換や、老幼者の保護指導、というような機能も依然みられます。そして、これらの人格的な機能は、今後の社会においても家庭に残るということが、人間性の上から当然のこととみられています。

（三）　日本社会における家庭

日本社会では、明治以来の急速な工業化にもかかわらず、終戦をむかえるまで家庭の近代化はきわめて遅れていました。すなわち、個人より、家を優先させ、また家族員相互の間に、家長を筆頭としたきびしい身分的序列をもうけた家族制度のもとでは、家庭形成の出発点である結婚が、男女の合意としてではなく、「家」と「家」との結合―家の都合を本位とした―として行われ、また一般に男女は幼時から社会的に隔離され差別されていたため、男女が対等な人格として友情や愛情を発達させる機会も少く、したがって夫婦の間の人格的結合はきわめて貧しいことが多かったといえます。こうして家庭は、夫婦の愛情の充足の場と相互の人格発展の場としては存在し得ず、夫は家庭の外に愛情やくつろぎや友情を求め、妻は人間性を圧殺され、満たされぬ愛情を子供に集中して盲愛するということが、珍しいことではなかったのです。このような家庭生活のありかたが、一方において日本社会に大規模な売春制度を発達させて男女の人格を低下させ、また一方において、妻から人間としてのゆたかな個性の発達をうばっていたといえます。

さらに他の家族員の場合も、たえまない感情の抑制と、複雑な家族構成のために、家庭の中に心理的緊張が強いので、家庭は家族特に序列の下位のもの、例えば嫁のためのいこいの場となり得ないことが多かったのです。またこうした前近代的な人間関係の場にさらされて育つ子供は、しばしば攻撃的性格となり、あるいは権威主義、事大主義、男尊女卑主義の持主となり、それが日本社会の民主化を妨げていたことはあきらかな事実です。

家庭は個人の幸福追求の場としてでなく、「家」を存続するための制度として期待する社会通念は、生活技術の面における家庭の近代化をも阻み、儀式や来客のための行事が重要視され、家族のための日常の生活は粗末にされました。特に女は一日中家の中で働いていることが要求されたため、家事の合理化や機械化はむしろ排撃さえされたのです。そのため家庭生活の内容を貧しくし、家庭外の娯楽を発達させ、また多産と相まって妻を過労におとし入れていました。

また社会の慣習の中でも家庭は軽視され、「家」同士の儀礼的なものは別として、交際はほとんど家庭外で行われ、夫の交友関係には妻は無縁のものとして扱われていました。たとえば「宴会」と称する形式の社交がもっぱら行われて、そのために妻や家庭がかえりみられなくても当然のこととする風潮が支配的でした。

あるいはまた、国の政策としても家庭の安定を保障する方策はほとんどとられていませんでした。工業化に伴って勤労者人口が増加し、その扶養能力は低下しているにもかかわらず、家族制度の名のもとに、六親等までを含む家族員の扶養や救済は、全面的に家庭の責任にされていたのです。

このように旧憲法下の日本の家庭は、近代的な「ホーム」の概念とはほど遠いものであることが多く、近代社会における家庭の機能を十分に果していなかったとみられます。「日本には家はあっても家庭はない」といわれたゆえんです。

戦後の改革によって法律上は「家」の制度は廃止されて近代的な秩序が確立され、また社会一般の価値観にもかなり大きな変化があって、従来の個人を埋没した制度的な家庭生活に代って、愛情を尊重する風潮が擡頭してきました。また婦人の職業機会の拡大、社会的地位の向上も加わって、特に都市の若い世代の間には、家庭の近代化が意識の面では急速に進展しています。また社会保障の拡充のための努力も大きく払われています。しかし、実際生活の面ではいまなお多くの問題が家庭生活の近代化をはばんでいることも明らかな事実です。ここに日本社会における家庭の様相について検討と、反省を行いたいものです。そして、あかるく近代的な家庭の建設の障害となるものがあるとすれば、それらの要因を取除くために、考え方の改革と、それに基く努力と工夫がのぞまれます。

新規学校卒業者を雇入れる使用者に望むこと

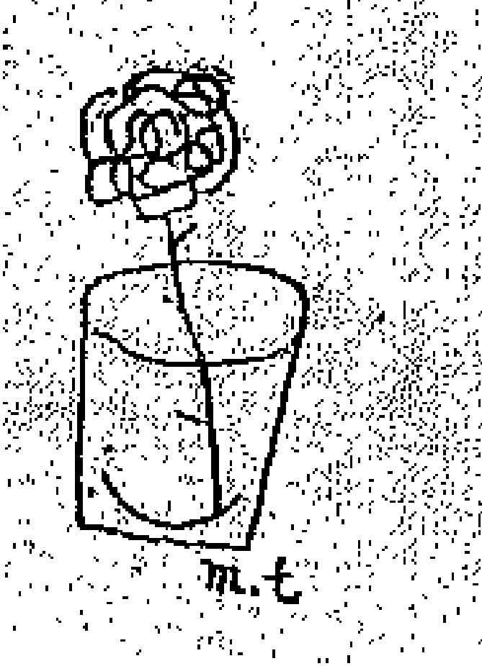

労働省婦人少年局

はしがき

今年もまた新しく学窓を巣立った幾十万の年少者が、北の国から南の果てからそれぞれの就職先を目ざして新しい生活へと出発する時期となりました。これらの新規就職者のある者は単独で、またある者は職業安定所の係員に引率されて見知らぬ土地に赴任し、そして今後の長い労働生活を託す雇用主の許に落着くわけです。大企業の寄宿舎に入る者中小企業に住込む者などその業種も千差万別ですが、これらの年少者が一様に抱いているものは新しい希望と同時に一抹の不安の念であります。今まで親兄弟の許において、長い間級友たちと過した学校生活はいわば彼等にとっては楽しい温室の生活であったでしょう。それだけに遠く家郷を離れ、親兄弟を離れた始めての職業生活において、雇用主や先輩たちのささいな態度や言葉は極めて敏感に反映します。

就職当初の扱い方のよしあしは直ちに年少者の将来を左右し、労働能率や定着性に影響することになります。

一　新規就職者は転退職する者が多い

かつて婦人少年局において、新規就職者に対する教育訓練の状況を約二〇〇事業場について調査しましたが、その際新規就職者の定着率の極めて悪い二、三の事業場がありました。その一つは労働者数二四八名の某食料品工場で九九名の新規採用者中三か月内に二五名の退職者を出し、また別の某食料品工場では二八名の採用者中その大部分の二五名が、さらに某ゴム工場では七三名の採用者中二一名が退職するというひどいものでした。しかし、新規就職者の退職率が高いというのはこのような事業場ばかりでなく一般の傾向となっています。東京都職業安定部の調査によりますと、一、一〇八事業所の九、三一六名の都内出身の新規採用者のうちその一割にあたる者が三か月以内に退職しており、まだ他府県出身者ではそれを上廻る退職率を示しております。さらに総理府統計局の調査によりますと、昭和二十九年三月において就業している十四歳から十九歳までの年少者のうち、転職を希望する者は一〇、五%に達しています。

このように新規就職者の退職率が高いことや、現に就業してはいるが転職を希望する年少者が多いということは極めて重要なことです。雇用主や管理者の立場にある方々が、年少者に対して正しい指導を行うならば、職場への適応性を高め、転退職者を一層少く喰いとめることができるでしょう。そしてそれは、年少者個人並びに企業の損失をもっと少く喰いとめることになります。

二　新規就職者は動揺する

新規に就職する者は今までの学校生活から全く変った職場生活に入るため環境の大きな変化にであいます。ことに地方から都会に就職する年少者の場合には環境の変化がはげしく、生活が全く一変するといってもよいでしょう。東京、名古屋、大阪というような大都市には東北や九州の片田舎の年少者たちが沢山入ってきますが、まず、彼等は言葉にまごつきます。食べ物も変るでしょう。事務用品の名称も生産器具の名称も殆んど分らないでしょう。電話をみたこともなし、勿論かけたこともない年少者が沢山いるでしょう。その土地の人や職場の人には常識になっていることでも彼等には何一つ分っていません。ですから工具一つ取ってくれといわれても、電話をかけるといわれても、まごつくばかりです。ガスこんろの火のつけ方も知らないといって笑うことはできません。知らないものは親切に教えるだけです。就職当初の指導は相手が全く何も知らないのだということを十分認識して、けいべつしたり、荒々しい言葉をつかったりしてはならないことです。もし、そのようなことがあったら大部分の年少者は失望し、自信を失い「自分はとても勤まらない」という気持を起すことになるでしょう。これではその職場に永く勤めようという意欲は失われてしまいます。さきにあげた退職者の多い二、三の事業場の例についてみても、これらの事業場では新規就職に対する扱い方や指導の仕方が正しく行われていないか、あるいは労働条件が極めて悪いというところです。

職場に対する不満が昂じてきますと退職という結果を招きますが、さきの東京都職業安定部の調査によりますと、大体二〇%前後の者が不満を訴えています。職場に対する不満の理由として比較的多いのは、

(イ)職場の人とうまくいかない。
(ロ)職場の雰囲気が嫌だ。
(ハ)作業場がうす暗く、そうぞうしすぎる。
(ニ)職場の設備がわるい。
(ホ)仕事の教え方が不親切だ。
(ヘ)学校に行けない。
(ト)給料が安い。

などがみられます。これらの不満の中には職場における人と人との関係の問題が相当でていますが、このような問題は、雇用主や管理者の立場にある方々が指導や管理を正しく行うことによって解決できるものです。希望に燃えて職業生活に入った年少者は他のことで多少の不満はあっても、雇用主や管理者の方々の態度に、誠実さがあり、その扱い方や指導が親切であれば、それを信頼しようという気持になり、自分から進んで働こうという意欲を起すでしょう。

三　新規就職者をどう扱うか

採用当初の指導としては、彼等を一日も早く職場に親しませ、適応させることが最も大切です。その主な方法として次のようなことをあげることができます。

(1)心から歓迎の意をあらわす

職場に親しみをもたせるため、できるだけ好意をもって迎え、気楽な気持にさせることが大切です。初対面の際はできれば父兄にも出席して貰い、親しみのある挨拶を行うようにし、また歓迎の意をこめた懇談会、茶話会などを開いて、うちとけた雰囲気に浸らせることが必要です。

(2)心からの関心と期待を示す

心からの関心をもち、彼等の一人一人に大きな期待を持っていることを示し、親しみの中にも激励をこめた話をして気持ちを引立ててやるようにしましょう。

(3)関係者に紹介する

職場の関係ある人々に紹介します。特にその直接の監督者を紹介することが大切です。さらにできるだけ懇談会などの際お互に自己紹介などを行って早く知り合い親しむようにしてやりましょう。また使用者や監督者は彼等の姓名を一日も早く覚えるようにすると、それが彼等との親しみを深め、信頼を増し、職場に早くなれさせることになります。

(4)関係箇所を案内する

彼等に関係のある職場の施設を案内して、事務室、作業場、工具室、洗面所、更衣室、食堂、寄宿舎などの場所を知らせると共に、使用上のきまりや注意事項などがあったらこれもよくのみこませるようにしましょう。

(5)仕事のあらましを説明する

これから従事する仕事の内容についてそのあらましを説明し、事業全体の概要を知らせ、事業全体の中で彼等がどんな仕事を受け持っているのか、そしてその仕事がどんなに大切であるかということを知らせることが必要です。さらに職場の方針や組織、始業、終業、休憩時間、安全、寄宿舎などについての規則や心得などについても説明しましょう。

企業の規模や業種によっては、さらに特殊な注意事項や指導の仕方がある筈ですから、以上のような一般的な方法の他に、それぞれの事情に即した方法が加味されることが望ましいわけです。

要するに職場における訓練がうまくいくかどうかは、採用当初わずかの期間の指導がうまく行われているかどうかにかかっています。就職当時の指導を実施している事業場においては、殆んどがその効果があがっていることを認めています。すなわち、さきに掲げた婦人少年局の調査によってみても、初期の指導訓練を行っている事業場（一七四事業場）の九四が効果があったと回答しています。効果の主なる例をみますと、

(1) 去年までは実施しなかったが、定着性が悪く、四〇人採用して半年のうちに一〇人足らずになってしまった。今年はじめて実施し好成績をあげ、三八人採用中五人やめただけである。

(2) 六月末現在で昨年は三七名中一〇名やめたが今年実施した結果八七名中二名やめただけである。

(3) 初期指導をしないならば、職場に馴れるまでに二―三倍の時日を要する。

(4) 二週間の指導をするとしないとでは一人前になる期間が二か月違う。

(5) 初期教育訓練をした者は仕事全般の関連性をよく理解し、生活全般に落着きがみられ、よく定着していて、教育訓練の必要を痛感する。

などがあげられています。

採用当初の教育指導もできるだけ計画的に行うことによってその効果も増大するでしょうが、小企業などにおいては、たとえ計画的な指導訓練方法がとられないとしても、雇用主や先輩の暖い扱いによって、少しでも住みよい職場をつくるようにしていただきたいものです。

雨にも風にも負けない教室の開設

働く年少者のための読書室

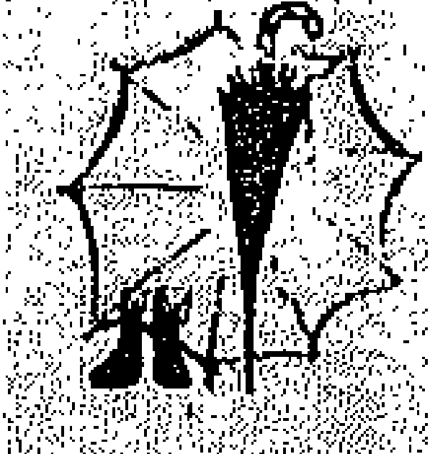

立石たまえ

「働く年少者の職業人としての誇りをたかめる」というスローガンのもとに、昨年十月、第九回目の「働く年少者の保護運動」が行われましたが、この運動期間の行事の一つと、東京婦人少年室主催の良書寄贈運動懇談会が竹橋会議室で持たれました。その折、国立国会図書館第一考査課長西水先生が出席されていて、「国会図書館の書庫には、二万何千冊かの少年少女向きの本があるから、もし管理一切責任を持っていただければ、それをお貸ししてもよい」というお話を伺ったのです。

御承知の通り国会図書館は十五歳以上でなければ利用できません。この会議に協助員として列席していた私は、その時、何とかして図書室を作り、働く少年少女の良書に親しめる場を作りたい、そして何冊かの眠っている良書を活用したいと思ったのが、とうとう「雨にも風にも負けない教室」として実現したわけでございます。もちろん、この教室の名前は、宮沢賢次氏の詩から取ったのですが、雨にも風にも打ち勝って行く、正しく強い精神の持主になってほしいという念願からで、この室に出入りしている間に、云わず語らずの内に、この精神が、人格の中に滲透して行く事を願わずには居られません。教室の名前を附けるのは、教室もでき上り国会図書館から本も貸してくださるという確答が得られてからのことで、それまでの東京婦人少年室長の努力は並大抵のことではなく、何度も旧赤坂離宮の国立国会図書館へ足を運び、また、提出書類をととのえたり、あの寒い書庫で千冊の良書を選んだり、いろいろ協力してくださいました。また西水先生も静かな物ごしで、深い理解をお寄せ下さり、金森館長からは「私共の方からお願いしたい程で」と私共の御礼の言葉を和らかく御返し下さるやら、また、館内のそれぞれの担当員の方の御親切により、着々と取り運ばれたのでした。

今度この教室を設けた私の家は法華経の寺ですが、戦災で殿堂は総て灰燼に帰し、僅か廿五坪の仮建築で今日に至ったのですが、住職の部屋の雨もりを見かねて檀家から改築の声が上りつつあった所とて、読書室の建設のことを檀家総代に願いし御賛成を得て、庫裡の増築を、このお教室の建設に切りかえたわけで、寺としても大英断で、寺全体を解放することになったわけです。以上のような経過で、皆の要望と協力で出来上ったのがこの「雨にも風にも負けない教室」なのです。

現在、この教室には国会図書館から借りた一千冊の良書と、手持約七百冊の図書があります。三月九日に室開きを催しましたところ、意外に、多数の来賓（約百名）の御参集をいただき、御激励の御言葉を賜わり、いよいよ今後の努力を固く決意いたしました。また十二日の日曜日には十時半から少年たち、特に新聞配達をする少年、本年中学卒業直ちに実務に就職する生徒等約七十人が集つて室開きをいたしました。

この室は平日午後六時から九時まで、土曜日、祭日は午後一時から夜九時までで、十三日から毎晩開室しております。最初の日は七十一人、次の日は五十五人と、熱心な少年少女が読書する姿を、尊く、嬉しく眺めております。書籍の内容は、哲学、歴史、社会科学、自然科学、工学、産業、芸術、語学、文学、等にわたり伝記物が、かなり多く選び出されて来ておりますが、今までのところでは、歴史・自然科学・社会科学等が多く読まれています。若き日に読書の習慣をつけられる少年少女は本当に幸福であると強く感ぜずには居られません。このことが新聞紙上で報道されると、その反響は意外に大きく、沢山激励の手紙をいただきましたが、その中から、遠い福岡県の或る文房具店に働いている少女から寄せられたものを、ここに御紹介いたしましょう。

「小母さま、どうもありがとう。小母さまのこと新聞で見て初めて知り、とてもうれしかった。私と同じ人達のために、自分の家を開放してまで「読書室」を作つて下さつたこと、とても嬉しく思いお手紙を書きました。このお金は先月分の自分の娯楽費が百円残りましたので二月分の娯楽費とあわせて送ります。そちらで書籍を買つて下さい。ほんの少しではありますが、私にはこれが精一杯なので、お笑いなくお受け取り下さい。三冊の本は古い物ですが、本箱の中で眠っているより一人でも多くの人々に読んでいただきたいと思ってお送りいたします」

そして、この手紙といつしよに岩波文庫の「友情」「しいのみ学園」漱石の「三四郎」の三冊を送ってくれました。働く少女の純情さを今更ながら感じたのですが、まだこのほかにも病欠の学生からの要望やら、女中さんからの手紙、奉仕希望者等、各方面からの反響を受け、今こそ愛情の陽光を浴びて、扉を開いたのでございます。願わくは、全国各処に、このような施設が設けられ、民間の手で文書のオアシスが生まれ、次代の青年に大きな力を与えますよう皆で力を合わせて進みたいと願っております。

（東京婦人少年室協助員）

（所在地＝東京都豊島区雑司ケ谷
五ノ三八　真乗院
（都電鬼子母神下車）

資料室

家庭生活に関する資料

――婦人少年局資料「十年間の婦人のあゆみ」の中より――

1　家族関係の変化

戦後の法律の改正によって、かつてはいちじるしく男子と差別をうけていた家庭内の女子の地位は、法律的に全く男子と同等のものとなりましたが、この法律上の変化に伴つて、実際の家庭生活にも大きな変化がおこりました。

すなわち一般的に、家父長的なあるいは夫唱婦随的な考え方は衰退を示し、家族員―とくに妻―の発言権は強くなり、また親子数世代の同居の代りに夫婦を単位とする生活がふえて来ています。さらにかつての煩雑な形式や儀礼的なことをなるべく排除し、あるいは計画的な出産を行つて、家庭生活を合理的なものにしようとする傾向が強くみられます。またかつては強い抑圧を伴った男女の交際が解放され、当事者の意志による結婚が多くなつています。このように一般的にいつて、家庭生活は近代化民主化して来たといえましょう。とくに都市の若い世代の間にそれは著しくみられます。

しかし都市と農村では、家庭の生活様式においても意識においてもかなり懸隔があり、また都市においても、俸給生活者と商工業者の家庭には相当の相違があります。一般に農村では、経済上の制約や因習等から、なかなか民主化は進展せず、いまなお家父長的な秩序が支配しがちです。

また、急激な秩序の改変のために、混乱や適応不能を招来したこともいなめないことです。戦後、離婚や性的放縦が増加したといわれることなども、その一つのあらわれといえましょう。また、子供は親を扶養する義務はないという誤解が相当に広くもたれており、そこから扶養に関する紛争がおき、また老後の不安ということから家族制度復活を唱えるものも生れています。

つぎに都市の婦人を中心とした家庭生活の実態や意識について少しくわしくみてみましょう。

「婚姻」については、従来では親の意志によって決定されるのが普通で、旧民法では、戸主の同意がなければ結婚することができませんでしたが、現民法では、両性の合意のみに基いて成立することになり、「家」の観念を離れて新しい家庭をつくり、また夫婦いずれの姓を称してもよくなりました。しかし、労働省婦人少年局が昭和二十五年に行った「封建性の調査」によれば、自分が結婚したい相手が、どうしても親の気に入らない時はどうするかという問に対して、男子の場合は、市部郡部のいずれでも、「自分の思う通りにする」ものが、五四％と四六％で最も多くなっているのに対して、女子は、俸給生活者の多いと思われる市部では、「自分の思う通りにする」ものが最高の四三％であるのに対し、農業や漁業の多いと思われる郡部では「親の言葉に従う」ものが最高五一％で「自分の思う通りにする」というものを二〇％もひきはなしています。又昭和二十七年に国立世論調査所が行った「婦人と青少年」の調査で、一般的にいって、子供が結婚したいと思う相手を親が反対した時に、親のとおりにするのがいいか、子供の考えに従った方がいいかという質問に対しては、子供の考えに従った方がいいと考えているものが市部郡部をあわせて五四％で過半数を占め、親のとおりにした方がいいというものは二一％で、残りは分らないと答えています。この割合は市部郡部別にみても、あまり大きい違いはありませんが、子供の考えにしたがった方がいいと考えているものは、市部において郡部より稍々高くなっています。これらを通してみますと、いろいろの原因もあると思われますが、女子の経済力の低さが、女子の考え方に影響しているのではないかと考えられます。同じことは、女子が結婚したら、夫の家の慣習や家風に従わなければならない、と考えるかどうかについてもいえるでしょう。（第1表）

また従来のように、長子だけを特別に扱うということは法律上なくなって、子

第1表　結婚や，家風についての意見

項目		男		女	
		市部	郡部	市部	郡部
総数	実数	484	697	660	1,017
	%	100%	100%	100%	100%
自分が結婚したい相手が親の気に入らないとき	親の言葉に従う	22	36	33	51
	自分の思う通りにする	54	46	43	31
	その他	18	12	14	8
	わからない	6	6	10	10
女は結婚したら夫の家の家風や習慣に従うべきでしょうか	従わなければならない	23	32	31	42
	従つた方がよい	39	37	37	35
	事による	31	27	29	21
	従わなくてよい	6	4	2	1
	わからない	1	0	1	1

労働省婦人少年局「封建制の調査」より

供はみな等しい相続の権利と義務をもつことになったのですが、このことについて前と同じ「封建性についての調査」をみますと、市部郡部を通じて男女ともに、長男を特に大切にしなくてもよいと考えているものが大部分で、七八%から八九%となっていますが、家族制度の圧力をより多くうけていると思われる郡部では、長男を特に大切にしなければならないと考えている女子が、男子よりも八%も多くなっています。（第1図）

また親に対する「扶養の義務」についての意識を、郵政省が国立世論調査所に依頼して昭和二十八年に行った「老後の生活についての調査」についてみますと、九〇%以上のものが、どんな場合にも子は親を養うのは当然であると考えており、道徳的人間的に子が年をとった親を養うことを当然と思っているようです。しかし、現行の法律の上で、子の親に対する扶養の義務があるかないかということになると、比較的知識の高いと思われる層においてさえ、大分誤解があるようです。すなわち、「扶養の義務がある」とはっきり考えている者は一七%で、反対に「ない」と考えている者が一九%あり、さらに、はっきりはわからないが「あるだろう」と思っているものは四一%、「ないだろう」と思っているものは一三%、また全然わからないものが一〇%となっています。これをそれぞれあわせると、五〇%はあると考え、三二%はないと考えているということになり、全体の三分の一は、現在法律の上では、子が親を養う義務はないと考えているわけになります。さらにくわしくみれば、「ある」「ない」の両方とも、はっきり答えているものは、郡部より都市に、学歴の低いものより高いものに多くなっています。つまり、意識の高いと考えられる層では、「ある」とはっきり答えているのも多いかわりに、ないと誤解しているものも多いということになります。この場合、男女の間にはあまりに差がありません。このように、扶養についてはっきりした知識をもっていないために、将来に不安を抱き、そこから旧来の家族制度の復活をとなえるものができているようです。

第1図　長男を家をつぐ者として他の弟妹より大事にしなければならないでしょうか

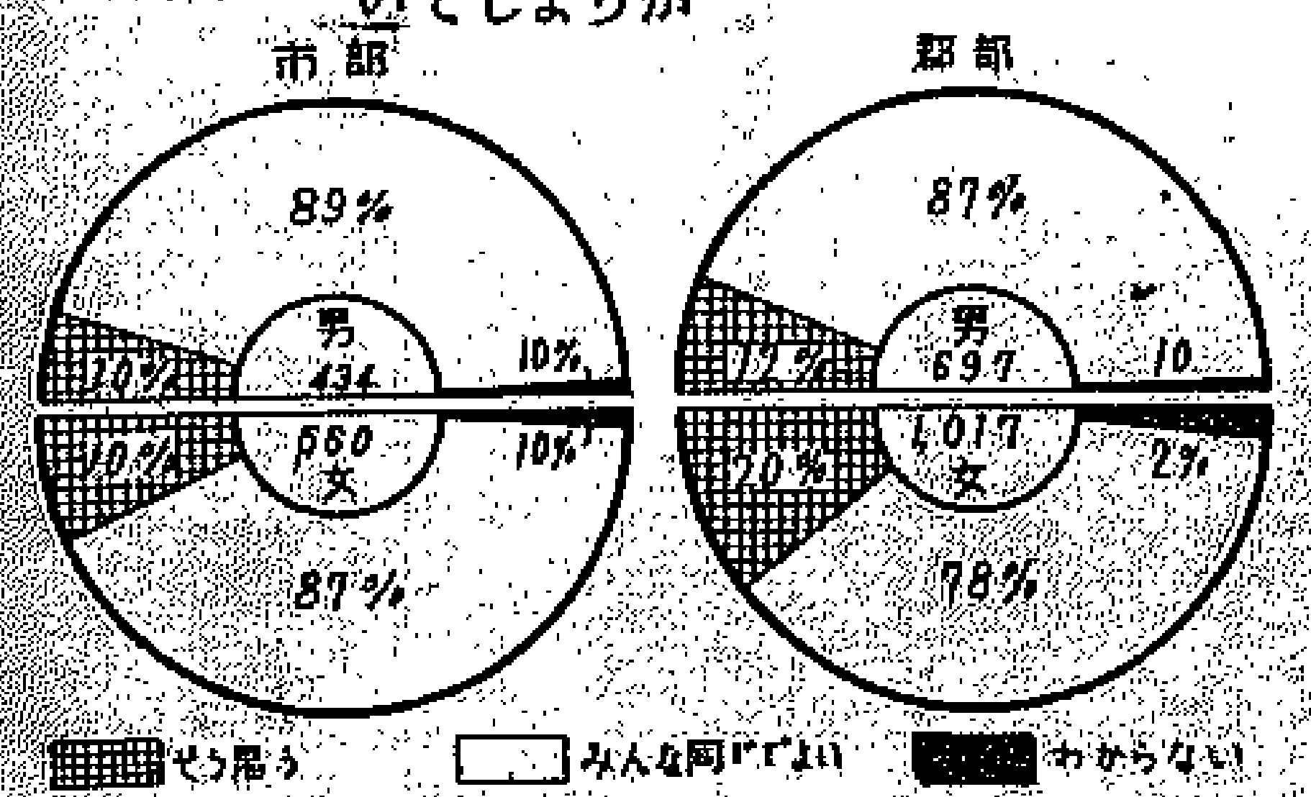

労働省婦人少年局「封建性の調査」より

第2表　扶養について

		計	扶養の義務がある	扶養の義務はない	はっきりしないがあると思う	はっきりしないがないと思う	全然わからない
地域別	都市	% 100	% 19	% 24	% 29	% 17	% 11
	郡部	100	16	15	48	11	10
学歴別	小卒	100	14	11	47	12	16
	高小卒	100	14	17	47	12	10
	中卒	100	23	27	28	16	6
	高青大卒	100	27	28	21	19	5
性別	男	100	17	21	40	14	8
	女	100	17	17	42	13	11

郵政省簡易保険局調「老後の生活についての世論調査」より

家族に関する問題のうち、近年各方面で非常に関心の高まっている「家族計画」は、一般の家庭でも次第にとりあげられてきています。この問題を労働省婦人少年局が昭和二十八年に行った「中小企業労働者家族生活実態調査」の結果から見てみましょう。

計画出産の基礎になるのは、妻あるいは夫が、何人位の子供を適当と考えるかという問題です。この調査の対象となった主婦の答は、三人が最も多く四三・五%、二人が二二・二%、四人が一〇・四%、一人が三・四%で、その合計が七八・五%に達し、不明（一六・五%）を除いて考えると、四人以下の子供を希望する主婦は九〇%を上廻っています。（戦前の出産児数は四・三人でした）そしてこれらの主婦のうちの四一%が、産児制限をしていると答えています。さらに毎日新聞社の昭和三十年の世論調査によると、理想子供数は二子と出ており、小家族への欲求はかなり強くなってきていることがわかります。また避妊の実行者は既往実行者も加えると、該当夫婦の五二・五%を示し、加速度的に普及をみせています。計画出産が多くの家庭で実施されていることは第3表にみるように、我が国の出産率が戦後年々低下してきていることからもうかがえましょう。乳児死亡率や新生児死亡率も次第に減ってきており、「少く生んで立派に育てよう」という傾向がみられるのは喜ばしいことです。

これら、婚姻、相続、扶養等についての家族間の問題や紛争の解決は、以前は親族間の協議――親族会――によっていましたが、戦後昭和二十二年にできた家事審判法によって、家庭裁判所で扱うことになりました。すなわち離婚や扶養に関する処分などについては家事調停を、養子や相続の放棄などについては家事審判を行って解決することになったのです。

第3表　戦後における出生率と乳児及び新生児死亡率の推移

年次	出生率（人口1,000対）	乳児死亡率（出生1,000対）	新生児死亡率（出生1,000対）
昭和22年	34.3	76.7	32.9
23年	33.5	61.7	28.2
24年	33.0	62.5	27.6
25年	28.1	60.1	27.5
26年	25.3	57.5	27.4
27年	23.4	49.4	25.4
28年	21.4	49.1	25.5
29年	20.0	44.7	24.2

厚生省統計調査部調

このような施設にもちこまれた、調停や審判を事件別にみますと、調停事件では、毎年、受理される件数のうち三分の一は離婚で最も多く、審判事件では、相続の放棄の申述がきわだって多く約半分を占めていますが（第4表）、離婚も相続の放棄も、婦人からの申し立てが男子からのものよりずっと多くなっています。

2　生活時間について

つぎに主婦の生活時間を、労働省婦人少年局で行った労働者家族生活実態調査―大工場、および中小工場―についてみますと、育児時間をふくむ家事的生活時間はそれぞれ九時間四二分、一〇時間五〇分になっていて、これは夫が収入を得るために費す時間とあまり差がありません。勤労者の主婦の生活時間を夫の生活時間と比較した場合、最も特徴的な相違は、平日と休日の変化が少い点です。すなわち、夫の方は休日になると労働時間がほとんどありませんが、主婦は休日も家事労働に長時間を費しており、大部分の主婦が、いわゆるふだんも休みもない生活をしているといえましょう。（第5表）

3　家計について

つぎに家計についてみますと、戦後十年間の国民の経済生活は、終戦直後の悲惨な状態から立直って、衣食住ともに次第によくなったというのが一般の状態でしょう。すなわち戦後の十年間は、最も食糧事情が劣悪であった第一期（終戦から昭和二十四年まで）、勤労者の収入が次第に増加して、ようやく赤字解消にいたる第二期（二十五年から二十七年初めまで）、めざましい消費増大の第三期（二十七年中頃から二十八年まで）、および消費増加から貯蓄増加へ転換の第四期（二十九年以後）に大別されるとするむきがあります。

この推移の中で勤労者の生活はどのようであったか、まず第6表消費者物価指数をみますと、朝鮮動乱がはじまる前の昭和二十五年の指数は底を示し、以来被服を除いて上昇を続けています。

第4表　家事調停事件・家事審判事件の受理件数

家事調停事件	離婚	婚姻予約不履行に基く慰藉料	家事審判法第二三条に掲げる事項	夫婦同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分	扶養に関する処分	総数
昭和26年	16,859	4,651	3,656	2,845	2,224	45,789
昭和27年	14,956	4,904	4,117	2,171	2,080	45,058
昭和28年	16,125	6,128	4,883	2,208	1,996	45,478
昭和29年	16,981	5,982	4,487	2,859	2,455	47,787
家事審判事件	相続の放棄の申述の受理	子の氏の変更についての許可	養子をするについての許可	後見人保佐人又は後見監督人の選任	特別代理人の選任	総数
昭和26年	198,884	48,691	88,805	18,988	16,706	355,577
昭和27年	168,963	41,905	85,011	28,716	16,689	342,190
昭和28年	175,114	48,914	82,797	30,090	18,364	356,603
昭和29年	161,498	45,992	81,819	47,780	21,959	365,648

家庭裁判所家庭局第二課調

註　1）旧受も含む　2）各年1月から12月までの計である
3）婚姻養子縁組の無効又は取消，協議上の離婚もしくは離縁の無効又は取消，認知，認知の無効又は取消をいう。
4）ここに掲げた事件以外の件数をも含めた総数である。

第5表　妻の家事的生活時間の平日と休日の比較

		平日		休日	
		中小工業	大工場	中小工場	大工場
家事作業時間	炊事	117	183	168	179
	裁縫	117	183	95	164
	洗濯	55	48	50	47
	買物	47	58	54	57
	掃除	58	51	53	41
	その他	42	33	28	33
	家事作業時間小計	496 (8時間16分)	551 (9時間11分)	448 (7時間28分)	511 (8時間31分)
育児時間	授乳	17	―	20	―
	子供の相手その他	69	―	60	―
	育児時間小計	86 (1時間26分)	99 (1時間39分)	80 (1時間20分)	72 (1時間12分)
家事的生活時間合計		582 (9時間42分)	650 (10時間50分)	528 (8時間48分)	583 (9時間43分)

労働省婦人少年局調査「中小工場労働者家族の生活」(1953)

第6表　消費者物価指数（全都市）

（昭和26年平均＝100

	総合	食料			被服	光熱	住居	雑費
		計	主食	非主食				
昭和23年平均	69.9	77.3	―	―	78.4	63.0	60.8	58.7
〃24　〃	92.2	97.0	―	―	99.4	79.9	78.6	81.5
〃25　〃	85.9	86.8	―	―	78.5	86.6	80.2	86.1
〃26　〃	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
〃27　〃	105.0	108.8	109.9	100.1	85.5	118.8	109.2	116.8
〃28　〃	111.9	110.0	121.4	102.9	85.2	132.7	120.7	127.5
〃29　〃	119.1	119.0	131.8	111.3	86.1	136.8	127.5	135.6

総理府統計局調

一方、勤労者の実収入も二十六年頃から次第に増加し、第7表中の実収支過不足率にみるように黒字を示しています。消費支出も二十七・八年でめざましく上昇し、二十九年も上昇を続けています。二十九年は戦前（九～十一年）と同一水準で、エンゲル係数も二十六年より約五%下廻っています。

第8表は勤務者世帯の家計を示したものですが、昭和二十六年に世帯主収入だけでは消費支出は賄えない状態（一三、六九三円－一四、四〇一円）であったのが、二十九年には世帯収入と消費支出総額とがほとんど同額（二三、〇三〇円－二三、〇六七円）となっていて、預金も相当ふえています。第2図によって支出の内訳の比率をみますと、二十九年の方が食糧費が四%減り、教育・娯楽・衛生等をふくむ雑費が三%ふえていて、文化的支出の面の増大が生活水準の上昇を示していると認められます。

このように全体的には家計は好転してきていますが、労働者の賃金格差は依然として大きく、また文化的欲求の増大とも相まって、主婦で内職による収入増をはかるものが少くありません。これらの要求にこたえるため労働省では「家内職業補導所」（内職相談所）を府県に設置しました。これは昭和三十年度には五か所でしたが、三十一年度には八か所に増加しました。

つぎにこの家計の管理は、多くの場合主婦の手で行われているとみることができます。すなわち、勤労者の世帯の場合は、大部分世帯主の収入によって家計がまかなわれていますので、主婦への給料の渡し方によって管理の状況がうかがえますが、給料を「そのまま渡す」ものが八五・五%、それに「毎月定額だけ渡す」というものを合せると九二%になっており、大部分の主婦が一応家計の管理を行っているとみられましょう。

以上にみるように、都市における婦人の家庭生活には、この十年間にかなりの変化がみられますが、その実態にも、また意識にも、改善の余地が相当にあり、このことは種々の社会的条件との関連において考える必要がありましょう。

第 7 表　勤労者世帯主計費関係指数（全都市）

昭和 26 年平均＝100

	消費者物価指数	実収入	世帯主収入	実質実収入水準(1)	消費支出(2)	実質家計費指数(2)	実収支過不足率(3)	エンゲル係数	負担費率(4)
昭和26年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	+1.8	50.1	11.6
27 〃	105.0	126.0	125.6	120.4	121.0	115.2	+4.0	46.8	10.8
28 〃	111.9	157.4	154.7	140.7	148.8	133.0	+5.1	45.0	9.4
29 〃	119.1	171.1	167.0	143.7	157.8	132.5	+6.6	45.5	9.7

総理府統計局調　労働省統計調査部編

1) 実収入指数を消費者物価指数で除したもの
2) 5 人 30 日換算
3) 実収支差を実収入で除したもの
4) 勤労収入に対する負担費率，但し社会保険費は含まれていない

第 8 表　勤労者世帯収支（全都市）

項目	昭和26年平均	昭和29年平均
収入総額	24,802	41,017
実収入総額	16,531	28,283
勤労収入総額	15,777	26,819
世帯主収入	13,798	23,080
その他の世帯員収入	1,734	3,275
内職収入	250	514
その他の実収入	754	1,464
実収入以外の収入総額	8,271	12,734
支出総額	24,802	41,017
実支出総額	16,235	26,428
消費支出総額	14,401	23,067
食料費	7,554	10,501
被服費	2,017	2,891
光熱費	724	1,160
住居費	722	1,346
雑費	3,384	7,170
負担費総額	1,834	3,361
租税	1,615	2,456
公課その他の負担費	219	905
実支出以外の支出総額	8,567	14,589
預金	987	2,109
その他の支出	592	3,449
翌月への繰越金	7,088	9,031

総理府統計局調　労働省婦人少年局編

第 2 図　勤労者世帯の家計（全都市）

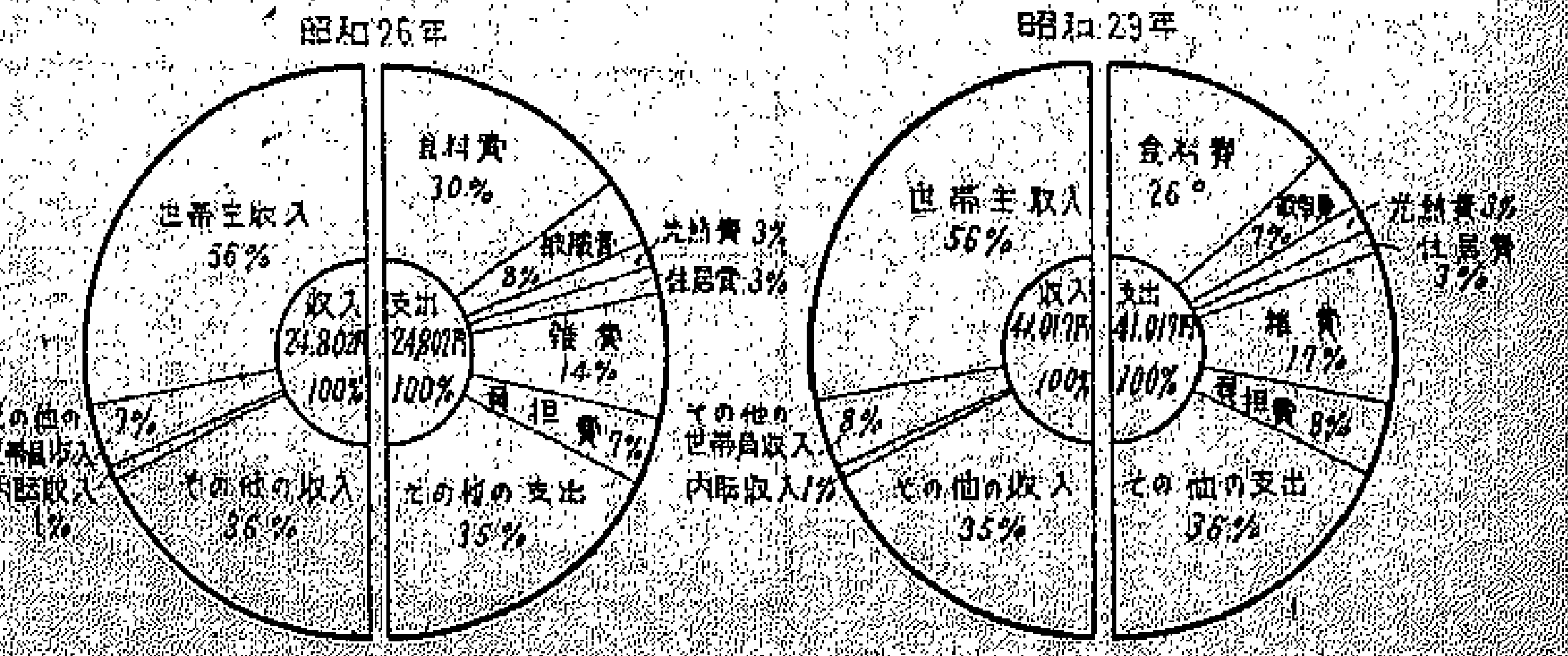

婦人の社会的関心に関する世論調査の概要

昭和三十年の婦人週間は、社会人としての婦人の実力の涵養を目標として行われたが、その事業の一つとして内閣総理大臣官房審議室に依頼して、「婦人の社会的関心に関する世論調査」を行った。その結果の概要は次の通りである。

一、調査の概要

1、調査期日昭和三十年三月十八日～二十二日
2、調査対象東京都区内二十歳以上の女子五〇〇名
3、調査方法無作為抽出による面接調査
4、回収率八八%

二、結果の大要

1、日常生活と社会との関連についての認識

(1)自分の家が楽しく暮してゆけるためには、家のことだけを一生懸命やるのがよいというものが四一%、そういう考え方がゆらいでいるものが四三%で、健全な家庭生活のために家庭にだけこもれという考え方とそうでないものはほぼ相半ばしている。

(2)女の政治的発言に対する心理的障害は薄らいでいるものと見られ、「女が政治のことをいうと嫌われるという気がする」というものが一四%で、「そういう気がしない」というものが大部分の七五%を占めている。

2、婦人生活に関連ある問題に対する関心と意欲

主婦連の値下げ運動については殆どのもの（八八%）が知っており、運動に対しても一般に好意的で、効果があると思うものは八三%（全体の七三%）、参加したい、あるいは応援したいと支持するものは六五%（全体の五七%）である。

3、婦人の団体活動に対する態度

婦人の団体活動に対しても期待は大きく、婦人同士まとまって運動すれば、力を発揮して解決できるとするものは過半数の六五%である。婦人同士の会はとかくうまくゆかぬという世評に対して、それに同調してうまくゆかぬことが多いというものは四割で、その原因としては、家事育児に忙しい理由が四一%で最も多く、しっと（二九%）、自己本位（二八%）あるいは知識の不足（二八%）などの自己反省的原因をあげ、自己以外に責任を転嫁して、幹部の指導力の不足（一一%）周囲の理解の不足（一四%）にあるとするものは少ない。

4、選挙に対する関心と政治的態度

(1)　関心とその内容

（イ）　投票率も高く（東京都内区部における婦人の投票率六一%）、自律的に候補者を誰の意見も聞かず自分できめたものは、投票したものの七五%（全体の五七%）、人の意見もきいたが自分できめた二〇%の者を加えると実に九五%の大部分を占めている。候補者の出揃った頃（二月初め）には約半数（四八%）が候補者をきめており、概して関心も高いように思える。候補者の出揃った頃に候補者をきめたというものには、前回の候補者と同じだという固定票が多い。

（ロ）　保守的な政党あるいは革新的な政党という言葉、及び公約のあったことなど、選挙に必要な予備知識については、大部分が知ってはいるが（政党という言葉を知っているもの七二%、公約のあったことを知っているもの（八一%）それを得た径路は新聞（五六%）ラジオ（五四%）に比べて選挙公報を参考にした者は少く（二九%）関心が積極的でなかったと思われる一面もある。また自分の投票した人が保守革新のいずれの政党に属しているか区別ができないで投票しているものはほぼ四割に近い。（三七%、全体の二八%）

（ハ）　投票にあたって「私達が政府をきめる」と考え、あるいは投票しなかったにせよ「権利を使えなくて残念である」といった自主的態度のものは全体の五六%である。

(2)　候補者を決定する要素

（イ）　投票にあたっては、人物を重視したと思われるものが四一%で最も多く、政策を重視したと思われるものは三一%でこれにつづく。人物を重視したと思われるものは保守的政党に投票したものに多く、政策を重視したと思われるものは革新的政党に投票したものに多い。

（ロ）　公約については、ほぼ七割（六九%）が多少はやってくれると思っているが、二七%はあてにならないとして居り、人物の選定にあたっての考え方としては、「よくない評判はあっても実行力のある人」がよいという考え方が強く、過半数の五四%を占め

る。また婦人のために働くような人であることを条件とする考え方については、大多数（六四％）のものが考慮に入れないで投票しているようである。

投票結果では、婦人候補者のいた地区の一四％が婦人候補者に投票したにとどまる。

ほぼ四割（三九％）のものは自分の投票した人に理想的な人であったと満足している。

5、婦人週間に対する関心と希望

婦人週間については過半数の六三％が知っているが、その実施主体がどこであるかについては一三％（全体の八％）が正しくあるいは半ば正しく知っているにすぎない。婦人週間に対する希望としては、婦人の地位や教養の向上、あるいは生活安定を望むものが多い。

三、質問と結果

1、日常生活と社会との関連についての認識

〔質問〕 あなたは自分の家が楽しく暮してゆけるためには、家のことを一生懸命やる方がよいと思いますか。それとも、それだけでは十分でないと思いますか。

家のことを一生懸命やる	四一％
どちらともいえない	一六
それだけでは十分でない	二七
わからない	一六
計	一〇〇

〔質問〕 それだけでは十分でないというものにそれではどんなことをしたらよいでしょうか。（M・A）

内職にはげむ	一五％
新聞その他で知識を高める	一四
社会政治方面に知識をもつ	一三
附近の人達と協力したりあるいは世間が安定するように努力する	二一
積極的に男と同じように働く	一三
P・T・Aの仕事に励む	六
婦人会の仕事に力を入れる	五
その他	八
わからない	八
計	一〇三

〔質問〕 女が政治のことをいうと嫌われるという人がいますが、あなたは世の中にそのように考えている人が多いと思いますか、それほどでもないと思いますか、それとも少いと思いますか。

多い	一五％
それほどでもない	四七
少い	二四
不明	一四
計	一〇〇

〔質問〕 あなたは政治のことをいうと嫌われるという気がしますか、そうは思いませんか。

する	一四％
しない	七五
不明	一一
計	一〇〇

2、婦人生活に関連ある問題に対する関心と意欲

〔質問〕 東京の主婦ばかりの婦人会で牛乳や電気料金の値下げ運動をやつているのを御存知ですか。

知つている	八八％
知らない	一二
計	一〇〇

〔質問〕 知つているものにその団体の名前を御存じですか。

主婦連合会であることを知つている	三一％（全体の二七％）
知らない	六九（〃　六一　）
計	一〇〇

〔質問〕 知つているものにああいうことをしても結局は、あまり効果がないと思いますか、多少は効果があると思いますか。

非常に効果がある	八％
多少効果がある	七五
あまり効果がない	一五
その他	二
計	一〇〇

〔質問〕 （知つているものに）できれば、そのような運動にあなたは参加したいと思いますか、それともそれほどのお気持はありませんか。

参加したい	一一％
応援したい	五四
そういう気持はない	三五
計	一〇〇

〔質問〕 あなたの住んでおられるこの辺で、皆の困つていることなどで、あなた方婦人同士で協力して解決したことがありますか。

解決したことがある	七％
解決したことがない	一三
困つたことがない	八〇
計	一〇〇

〔質問〕 （困つたことがあるものに）具体的にどういうことですか。（M・A）

道路の整備	一八％
下水等の清掃処理	一五
ゴミの処理	一七
貧困病気の家庭を救つた	五
街灯の設置	五
汲取の問題	三
子供の路上遊戯の防止	三
近所の工場の煤煙、騒音	二
防火設備の問題	二
その他	三四
無回答	八
不明	六
計	一二八

3、婦人の団体活動に対する態度

〔質問〕 牛乳や電気料金に限らず、婦人生活にむすびついた問題では、婦人同士がまとまつて運動すれば、相当な力を発揮して解決できると思いますか、それとも今のところでは婦人がいくら集つて運動しても大したことはできないと思いますか。

相当発揮できる	二七％
ある程度発揮できる	三八
大したことはできない	二〇
不明	一五
計	一〇〇

〔質問〕 ある程度発揮できる、大したことはできないというものに将来は相当程度発揮できると思いますか。

できる	四九％
できない	八
不明	四三
計	一〇〇

〔質問〕 世間では「婦人同士の会」ほど角うまくゆかぬことが多いという人もいますが、あなたはそう思いますか。

うまくゆかぬことが多いと思う	四〇％
そうは思わない	五六
わからない	四
計	一〇〇

〔質問〕 （うまくゆかぬことが多いと答えたものに）ここにあげた原因のうち、どれが大きな原因だと思いますか。（M・A）

家事育児に忙しくて時間がたりない	四一％
男に比べて知識がたりない	二八
シットしたり、感情的になる	二九
世間がせまい、自己本位で、全体として物を考えない	二六
周囲の人に理解がたりない	一四
幹部の人の指導力がたりない	一一
その他	六
計	一五五

4、選挙に対する関心と政治的態度（一九五五年二月の選挙を中心として）

(1)関心とその内容

〔質問〕 選挙についてお伺いしますが、あなたは今度の選挙で投票なさいましたか。

投票した	七五％
しない	二四
選挙権なし	一
計	一〇〇

〔質問〕 誰を選挙したらいいか決まらなくて、誰かに相談してきめましたか。人には相談せずに自分できめましたか。

誰の意見もきかないで自分できめた	七五％
人の意見もきいたが自分できめた	二〇
はつきりわからないので人の意見できめた	五
計	一〇〇

〔質問〕 （選挙する人がきまつたのは選挙の前の日ぐらいですか、それより前でしたか。当日、又は前日より前といつたものに）候補者が出揃つた頃（二月の初め）ですか、そんなに前でもありませんでしたか。

候補者が出揃つた頃（それ以前）	四八％
それ以後	三四
前日あたり（当日）	一七
忘れた	一
計	一〇〇

〔質問〕 保守的な政党、革新的な政党という言葉を御存じですか。

知つている	七二％
知らない	二八
計	一〇〇

〔質問〕 今度の選挙で政党も候補者も住宅を作るとか、税金を減らすとか、資金を貸すとか、いろいろの約束をしていたのを御存知ですか。

知つている	八一％
知らない	一九
計	一〇〇

〔質問〕 ところであなたが選挙する人をきめる時、この中で参考にしたものがありますか。（M・A）

新聞	五六％
ラジオ（候補者の政見）	三五
ラジオ（政治討論会）	一九
立会演説	一七
候補者の演説会	一六
家族の人の話	二四
他人の話	一〇
選挙公報	二九
その他	二
何もない	五
計	二一三

〔質問〕 （投票したものに）選挙する時、あなたは「私たちが政府をきめるのだ」という気持と、それほど大げさな気持ではなく「選挙しないと悪いから」という気持と、どちらに近かつたでしょうか。

私たちが政府をきめる	六九％
選挙しないとわるいから	一〇
どちらともいえない	一八
その他	三
計	一〇〇

〔質問〕 （以下投票しなかつたものに）選挙に行かれなかつたのは、いろいろの事情がおありでしょうが、あなたのお気持は次のどれに一番近いでしょうか。

大して気にならぬ	二二％
何んだか済まない気がする	四二
権利を使えなくて残念である	一三
その他	二三
計	一〇〇

〔質問〕 誰に入れるか一応きめていましたか、全然きまつていませんでしたか。

きめていた	五〇％
きまつていなかつた	五〇
計	一〇〇

(2)候補者を決定する要素

〔質問〕 （投票したものに）特にその政党（無所属）が好きだつたのですか、それとも好きというほどでもなか

ったのですか。

好き 四二%

それほどでもない 五五

不明 三

【質問】（好きというものに）あなたがその政党を好きなのは信頼できる人物がいるからですか、それともその政党の政策がよいからですか。

信頼できる人物がいる 三八%

政策がよい 三七

両方 二一

不明 四

計 一〇〇

【質問】（それほどでもないというものに）それほど好きでもない政党に投票なさったのはどうしてでしょうか。

人物がよい 四七%

比較的政策がよい 二六

両方 七

他に適当な政党がない 一四

その他 六

計 一〇〇

【質問】（公約を知っているものに）選挙の時のこういう約束は選挙の時だけのことで、実際にやれるかどうかあてにならないと思いますか、全部できないにしても、多少はやってくれると思いますか。

あてにならない 二七%

多少はやってくれる 六九

全部やってくれる 一

不明 三

計 一〇〇

【質問】（全員に）ここに代議士がいて、そのうち何れかを選ばなければならないとします。その場合、とかくよくない評判はあっても実行力のある人と、実行力はあるというほどでもないが、いろいろの評判の立たない人があったとします。その時、あなたはどちらを選びますか。

実行力のある人 五四%

いろいろ評判のたたない人 二五

両方だめ 六

どちらともいえぬ 二

不明 一三

計 一〇〇

【質問】（投票したものに）あなたが選挙する人をきめる時に「婦人のために働いてくれるような人」に入れたいと考えましたか。

婦人のためを条件とした 二六%

しない 六四

その他 三

不明 七

計 一〇〇

【質問】（婦人候補者のいた地区のものに）あなたの選挙した人は婦人でしたか。

婦人候補者 一四%

男子 〃 八六

計 一〇〇

【質問】あなたの選挙した人は「この人に是非出てもらわなくては」と思う人でしたか、「まあよさそうだ」と思う人でしたか。

理想的な人 三九%

まあよさそうな人 五四

その他 二

不明 五

計 一〇〇

5、婦人週間に対する関心と希望

【質問】婦人週間というものを御存知ですか。

知っている 六二%

知らない 三八

計 一〇〇

【質問】（以下知っているものに）何で知りましたか（M・A）

新聞 六五%

ラジオ 五二

雑誌、パンフレット 一三

友人、知人の話 六

婦人会その他の会合 三

その他 二

不明 四

計 一四五

【質問】どこの役所が中心になって行っているかを御存知ですか。

正答 一〇% 半正答 三

誤答 二 不明 八五

計 一〇〇

【質問】毎年いつ頃行われるかを御存知ですか。

知っている 二二%

知らない 七八

計 一〇〇

【質問】婦人週間には女性の地位を高めるために、労働省婦人少年局や種々の婦人団体が中心になって、いろいろの催しがあるのですが、どんなことをやっているか知っていますか。

知っている 一一%

知らない 八九

計 一〇〇

【質問】（知っているものに）どんなことですか。（M・A）

講演会 三三% 婦人大会 二六%

討論会 一二 ラジオ放送 一一

その他 一三 忘れた 四

計 一二九

【質問】婦人週間のことで、できればこういうことをして欲しいというようなことはありませんか。……どんなことですか。

婦人の地位、教養の向上 五%

生活の安定ならびに援助 五

婦人の集いをいろいろの形で開いてもらいたい 三

婦人週間認識のための広範な報道 三

その他 三

別にない、わからない 八一

計 一〇〇

女子労働者の保護規定について(3)

三 女子の深夜業について

女子労働者の深夜業は衛生上からも、風紀上からも有害です。そのために保護規定がどのように設けられているかを簡単に述べましょう。

1. 沿革

深夜業は健康に悪い影響を及ぼしますが、女子の場合は乳量が減少し、子供の保育が出来ず、出産の場合は早産、流産となることも多く、「夜業は小児を喰う」とまでいわれています。

わが国では明治十七年頃から紡績業に深夜業が見られ、その弊害が著しいので、明治四十四年に制定された工場法では午後十時から午前四時までの女子の深夜業が禁止されましたが、その実施は十五年間も猶予されました。その後大正十二年の改正によって午後十時から午前五時まで深夜業を禁止することに改められましたが、その実施も又三年間猶予され、実際に深夜業の禁止が行われましたのは昭和四年七月一日からです。鉱山においても女子の深夜業は禁止され、商店には閉店時刻を午後十時と定められました。

外国における保護規定の沿革を見ますと、英国では一八四四年の工場法で女子について午後八時半以後の夜業を禁止しましたが、亜麻糸紡績については例外が認められました。併し一九〇六年の改正でこの例外も認められなくなりました。一九二〇年の工場法では交替制の場合には女子を午後十時迄使用することを認めています。

フランスでは一八四一年の法律で十三歳未満の男女の夜業を禁止しましたが、一八七四年法で女子については二十一歳迄禁止しました。但し事故のあった場合と継続労働を必要とするものには夜業が認可されました。その後度々改正され、一九一一年法では午後九時から午前五時までの夜業を女子に禁止すると定めましたが、鉄工所には例外を認め、又特定の工業には午後十時迄認めました。フランスが女子の夜業に関する国際労働条約を批准した後に改正された一九二五年法では深夜業禁止の時間が午後十時から午前五時に変更されています。

2. 労働基準法の定め

昭和二十二年に戦前の労働法規を集大成して出来た労働基準法は、原則として、凡ての事業について午後十時から午前五時までの女子の深夜業を禁止しています。右の原則に対しては、種々の理由から例外が定められています。

（一）労働大臣が必要であると認める場合には、地域又は期間を定めて、深夜業禁止の時間が午後十一時から午前六時までと変更されます。これは北海道、東北等における冬期の早朝操業を考慮して定められたものです。

（二）交替制の場合には、労働基準監督署長の許可を受ければ、深夜業の禁止時間を三十分短縮することができます。これは紡績工場で八時間労働の二交替制ができるようにとの考慮の下に定められたものです。

（三）非常災害の場合には女子の深夜業が許されます。

（四）農林業、水産業に従事する女子には深夜業が許されます。これは作業の性質が自然的条件に左右されるからです。

（五）保健衛生の事業、接客・娯楽・電話の事業に使用される女子には深夜業が許されます。これは夜間における公衆の不便を避けるために必要だからです。

（六）女子の健康及び福祉に有害でない業務として中央労働基準審議会の議を経て、女子年少者労働基準規則に定められ深夜業の許されたものに次のものがあります。

イ、スチュアーデスの業務

ロ、女子寄宿舎の女子管理人の業務

ハ、映画製作事業における演技者、スクリプター及び結髪の業務（セット撮影の場合を除く）。

ニ、放送事業におけるプロデューサー及びアナウンサーの業務

ホ、かに又はいわしの罐詰の事業における第一次加工の業務

3. 解釈上の要点

深夜業の禁止の定めについては、次のように解釈されています。

（一）「電話の事業」とは立法の趣旨から電話交換の業務と解釈され、警察電話の女子交換手、国有鉄道の電話交換業務等広く電話交換手一般に深夜業が許されます。

（二）女子労働者の宿直は、原則として許されません。併し、前述した深夜業の許される女子について労働基準監督署長の許可を受ければ、宿直ができます。

4. 罰則

女子労働者を法の定めに違反して深夜業をさせると六か月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処されます。

5. 労働基準法の施行状況

女子と年少者の深夜業の禁止について定めている法第六十二条の違反件数は次表のとおりです。

労基法第62条の違反件数

昭和23年 (2月~12月)	1,408
24年 (1月~12月)	2,984
25年	3,677
26年	2,849
27年	2,799
28年	3,781
29年	2,588

註 労働基準局調べ

女子に深夜業をさせて法第六十二条違反に問われ、検察庁に送られた件数は昭和二十九年の一年間について見ますと、七七件で、業種別に見ますと、工業が六七件で最も多く、その他の業種は一乃至四件となっています。送致された結果は殆んどが罰金ですが、中には情状を酌量されて不起訴になったのもあります。

6. 違反の具体的事例

女子労働者を法の定めに反して深夜業に従事させたために検察庁に送られた事例を次に掲げます。

（一） 東京にある光学工業の使用者は女子労働者一七名に対し、昭和二十八年十二月二十六日から翌年一月二十五日までの間に合計一三一時間五五分深夜業させたために、昭和二十九年四月二十六日に検察庁に送られて、同年九月二十一日に二万円の罰金に処されました。

（二） 福井県にあるN興業(株)の使用者は女子労働者野村スミ子外一五名に対して、昭和二十八年十月二十九日から翌年一月十八日の間に、一日五時間乃至一時間三〇分の深夜業を行わせたために、昭和二十九年二月五日に送られて罰金五千円に処されました。

7. 諸外国の立法例

女子の深夜業について諸外国ではどのような保護規定を設けているかを見ますと次のとおりです。

アメリカ 各州別に定められていますが、女子の深夜業を禁止する州は漸次増えてゆく傾向にあります。現在は二〇州及びペルトリコでは十八歳から二十一歳迄の者の夜業を禁止しており、ワシントン、ニューヨーク等の十三州及びペルトリコではある産業又は職業について禁止しています。又インディアナ州のように禁止の規定はあっても一九六一年迄効力を停止しているところもあります。

英国 工場法では拘束時間は午前七時から午後八時までと定められ、土曜日は午前七時から午後一時までとされています。工場の業務繁忙の場合は、土曜日以外の他の週日には午後九時迄認められます。内務大臣は業務の緊急のため、又はその工場の従業員の便宜のため必要と認めたときは、午前六時より作業するとを認める措置を講ずることができます。

右の規定に洗濯業、パン若しくはメリケン粉菓子又はソーセージ製造、鮮魚・青果・野菜の貯蔵及び牛乳工場には除外規定が設けられています。

商店法では閉店時刻を毎週一日は午後一時、他の日は午後八時と定め、一週一日だけ午後九時迄認めています。

フランス 労働法典で、女子については工場、鉱山、造船所等における一切の夜間労働(午後十時から午前五時まで)に使用してはならないと定めています。

女子の深夜業の認められる例外は、

（一） 国防に関する事業

（二） 急速に腐敗し易い原料又は仕上中の材料を取扱う工業

（三） 突発的事故又は不可抗力による休業の場合、その損失を補うために必要な程度、等について認められています。

西ドイツ 労働時間令によれば女子は午後八時から午前六時までの夜間労働が禁止されています。併し日曜・祭日の前日は午後五時以後は禁止され、交替制の場合は午後十一時まで認められています。適用範囲はほぼ工場労働者です。母性保護法によれば妊婦及び哺育中の母については、旅館・飲食店等を除き全産業について夜間労働が禁止されています。

カナダ ケベック州では工場法で、工業的事業場については午後六時から午前六時までの就業を禁止し、商業的事業場については午後十一時から午前六時までの就業を禁止しています。例外は僅かに認められています。

オンタリオ州では工場、商店及び事務所建物法で、工場については午後六時半以後、午前七時までの就業を禁止し、商店、料理店については午後十一時以後の就業を禁止しています。工場について、交替制の場合の外、例外が僅かに認められています。

スウェーデン 労働者保護法で、午後十時から午前五時までの時間を含む前後十一時間は女子の就業を禁止しています。非常災害の場合は例外が認められます。

ソ連邦 労働法典では女子の夜間作業(午後十時から午前六時まで)を原則として禁止しています。

右の原則に対する例外として、労働人民委員が全連邦労働組合協議会と協議して次の職場に夜間作業を認めています。

（一） 八時間労働制の生産企業

（二） 電信電話の業務

（三） 家庭労働者及び季節労働者

（四） 鉄道輸送における特定の者

その他女音楽士、踊子、女優等も労働監督官の認可によって許されます。

妊娠中の女子及び授乳中の女子は一定期間は右の例外は適用されません。

8. 国際労働条約及び勧告

国際労働条約としては一九一九年に夜間における婦人使用に関する条約が採択され、この条約はその後二回改正され、その名称も工業に使用される婦人の夜業に関する条約と改められました。

その内容は女子の使用を禁止する夜間を午後十時から午前七時までの時間を含む継続十一時間とし、例外としては、不可抗力による作業中絶、原料・材料の損敗し易いものの処理作業、季節の影響を受ける事業その他について例外が認められています。又その適用範囲は鉱業、製造工業、土木建築業に限られています。この条約は十八か国が批准していますがわが国はまだ批准しておりません。

勧告としては一九二一年の農業における婦人の夜業に関する勧告があります。これは女子の農業労働者に夜間の休息を九時間確保しようとするものです。

1955年の婦人のうごき

実質的な地位の向上をめざし、婦人の歩みが一歩々々とすすめられてからちょうど一〇年、一九五五年は婦人界にとって多彩な年であった。

まず婦人団体の動きをふりかえってみると、この一年間、全国各地の婦人団体はそれぞれの目標に向って存分の活躍をしたといえよう。そしてその特色と思われることは、従来のように一部の婦人指導者たちだけの運動ではなく広く一般婦人も参加して、身近な問題ととりくみ、問題の解決にあたったことである。つまり運動の中心が有名婦人から無名の婦人の手へと移り、それが実行性のある運動へ発展したことで、新しい婦人運動の姿をなしてきたとみられる。

また、地域の婦人、あるいは職場婦人のグループやサークル活動も盛んであった。これによって婦人の「考える力」が大きく育ち、会合などにおける発言が活溌となったばかりでなく、社会への眼も養われ、ともすれば逆行しがちな社会問題に対する投稿が盛んになり、「投書夫人」という言葉も生まれるほどであった。

このように婦人が、組織の中において、また個人の立場で、社会にむかってのびのびと発言し、行動するまでに至ったことは、ここ一〇年間の成果といえよう。

このほか個人的な動きとして目立ったことは、各分野の活躍する婦人のうち、その功績がみとめられ受賞したものが非常に多かったことである。

また、海外へそれぞれの使命を帯びて出向く婦人、並びに各国から来訪する婦人が例年に増してひんぱんであったことも注目された。

ここに一九五五年における婦人に関係ある主な問題と、これをめぐる組織のうごき、並びに個人のうごき、外国からの来訪者の主なものをまとめてみよう。

一 婦人に関係ある主な問題とこれに対する組織のうごき

○「婦人の参政権に関する条約」加盟並びに婦人参政一〇周年

わが国は、一九五三年に国連から「婦人の参政権に関する条約」の当事国となるよう招請をうけており、これについて衆参婦人議員団では政府に批准を要求し、婦人少年局もまた早急に加盟するよう当局に要望してきた。三月、政府は加盟を決定し、四月一日午前十一時(日本時間二日午前一時)沢田国連大使が在米中の藤田婦人少年局長同席のもとに署名を行った。そして六月に国会で批准され、十月十日に正式な加盟国となった。これによって、日本における男女平等の参政権が国際的にも確認され、この年の婦人界にとってもっとも輝かしい記録となった。

なお本年は、日本婦人に参政権があたえられてからちょうど十周年にもあたるので、旧婦選運動者(代表市川房枝氏)の呼びかけにより各種婦人団体十五団体が「婦人参政権十周年記念行事実行委員会」を組織し、十二月から三十一年の四月までを記念行事期間として条約加盟祝賀をかねた多彩な行事をした。

○売春禁止法制定促進のための運動

この運動は、本年の婦人運動のなかで特筆すべきものである。

鹿児島の松元事件を契機として、売春禁止の世論が日をおってたかまるのと相まって衆参婦人議員団は、多数の男子議員の賛成を得て「売春等処罰法案」を議員立法として第二十二国会に上程した。この法案は、過去四回流案のうき目をみているので、今回はぜひ成立させたいとの婦人議員の活躍はめざましく、また、これと併行した全国の婦人団体の活溌なうごきには、他の運動にもかつてみられなかったほどの非常な熱意が示された。

売春禁止法制定促進委員会では、「売春禁止法制定促進関東大会」を催し対策をねった。そして加盟の三十婦人団体を総動員して猛運動の火蓋を切り、繁華街へニュースカーを乗入れたりして世論の換起をはかり、連日のように国会議員への各個別説得、陳情を行うなどその動きは華々しかった。また、地方の婦人の動きも活溌で、松元事件の地元である鹿児島の各種婦人団体が「婦人団体連盟」を結成して、売春追放、人身売買追放の運動を展開したのをはじめ、促進大会、署名運動、あるいは全国各地からはるばる国会陳情のため上京するものが多くあった。

法案は法務委員会にもちこまれ、結局は否決されてしまったが、売春問題対策協議会の答申を促進し、また次期国会には政府が提案するという決議をさせたことは、婦人議員の努力と、この婦人団体の圧力であったといえよう。

その後の売春禁止法制定促進委員会は、記録映画の作成、売春の更生資金獲得のための国民募金運動を行っており、加入団体の増加並びに支部の結成もみられ、ますます世論の拡充に着実な動きをみせている。

○公明選挙運動

衆議院の解散とともに各婦人団体は活溌な動きをみせ、日本婦人有権者同盟、地婦連、主婦連主催による「公明選挙推進全国婦人会議」をはじめ、全国各地において各種の大会や討論会を催し、公明選挙運動についての具体策を検討し、組

織をとおして「汚職政治家の追放、不正選挙への監視」を婦人有権者に呼びかけた。

選挙の結果、婦人議員数は八名で一名減少したが、汚職政治家追放には大きな効果があったといえよう。

〇物価値下げ運動

婦人団体は従来から各種の値上げ反対運動を行なってきたが、本年も「配給米値上げ反対運動などに活潑な動きをみせた。しかし、生活問題と真剣にとりくんだ婦人達の動きは、いよいよ物価の値下げ運動にまで発展し、とくに主婦連の動きは華々しく注目された。

逐次値下げ運動の対象となったものをみると、牛乳・豆腐・電気料金・銭湯・クリーニング・理髪・パーマネントなどで値下げの障害となる問題についても積極的な解決にのりだし成功させたことは、これまでの婦人団体の活動からみて一歩進んだものであったといえよう。

〇子供のための運動

生活問題から、更に子供の教育問題に眼を向けた婦人達の母親としての活躍はまた特筆すべきものの一つである。

母の会連合会の「悪書追放運動」は、婦人団体の中に焚書まで行わせたところがあり、出版界の自粛に大きな影響をあたえた。

また映画「暴力教室」は、青少年に悪影響をあたえ「竹の家」は日本の国情をいちじるしくゆがめたものであるとして地婦連、主婦連、母の会では映画倫理委員会並びに映画社に対し要望書を提出し、こんご同委員会の審査を経ない映画は「みない運動」を行う、と厳重抗議を申し入れた。なお、これと同時に良い映画を母親達の手で作ろうと、地婦連が母親プロ「桜映画社」を設立、蚊と蠅さんサヨウナラを製作して効果をあげたのをはじめ、母親達の映画製作が盛んになり、児童映画劇場も地域の母親達の努力が実を結んで誕生した。

その他各種婦人団体のとりあげた問題の主なものは、前年度にひきつづき、「家族制度復活反対」「原水爆実験禁止及び国際管理要望」「米軍基地拡張反対」「母子福祉総合法の制定」「平和憲法擁護」「再軍備反対」「新生活運動」「米の統制撤廃反対」などがあった。

また、本年のあらたな問題としては、「内地米増配要求」「小選挙区制反対」などが顕著である。

以上のほかこの年間に起きた婦人に関する主な事項として次のことがあげられる。

労働省主唱の第七回婦人週間（四月十日から一週間）が、〝よりよい社会をつくる力になりましょう〟のスローガンのもとに全国に展開され、労働省ではその主要行事の一つとして「全国婦人会議」を催し、〝社会人として婦人は何をなすべきか〟について討議を行った。

厚生省では、「母子家庭に希望を与える運動」を推進して、とくに片親のない子供の就職に差別待遇のないよう一般の協力を要望した。

第二十二国会の最終日に、「女子教職員の産前産後の休暇中に於ける学校教育の正常な実施の確保に関する法律」が通過した。この産休補助教員の法制化は、全国二十四万の婦人教師はもとより、働く婦人の福祉の点からも朗報としてよろこばれた。

最高裁判所において「前借金無効」の日本売春史上画期的な意義をもつ判決があった。これは愛媛県愛治村某女（21）が十六歳のとき、前借金四万円で売られ、半年で逃げ帰ったため、二十六年以来、楼主から松山地裁宇和島支部、高松高裁を経て「金を返せ」と訴えられていたものであり、これにより売春婦の解放がこんご容易になるものと注目された。

二　個人のうごき

婦人と年少者の保護のため四年間にわたり活躍された労働省婦人少年局長藤田たき氏が、後進に途をゆずって辞職され、三代目局長として同局婦人労働課長谷野せつ氏が就任し、その後任には同課長補佐大羽綾子氏が任命された。なお、一年間にわたり渡米中であった婦人課長田中寿美子氏も、帰国と同時に辞任されたので、婦人課長には同課長補佐高橋展子氏が就任し、婦人少年局の陣容は一新した。個人的な進出としては、まず広島女学院大学助手佐々木森さんがフォークナー奨学資金を獲得したことがあげられる。これは、八月長野において「米国文学ゼミナール」が催された際、フォークナー氏に若き文学学徒としての熱心さが認められたことが機縁となったものである。

また、国立大学文学系統の初の婦人講師として、文芸評論家板垣直子氏がむかえられ千葉大学で文学概論の講壇に立つことになった。ことに本年は、各分野において受賞する婦人が非常に多くあったが、とくに注目されたのは「スターリン平和賞」を授与された声楽家関鑑子氏である。これは、「日本のうたごえ運動」に情熱をもって指導してきた功績がたたえられたものである。

その他の受賞者には、勤労婦人として初の黄綬褒章に輝く福岡県おたふくわた工場の花井マツノさん、トリコマイシンの製造法の共同研究に功労のあった添田百枝氏、佐分利輝子氏、ライ患者のため尽し保健文化賞を授与された井深八重子氏がある。なおこのほか、無形文化財として井上八千代氏（芸能）、坂之内みえ氏、堀柳女氏（工芸技術）が指定されたこと、選挙関係の功労者として山高しげり氏が受賞したことがその主なものである。

次ぎに、諸外国との婦人の交流も活潑に行われたが、とくに本年は国際的な婦人の集い、一般婦人並びに若い婦人が多く出向いたことが目立った。

スイスのローザンヌで開かれた「世界母親大会」には、日本代表として農村の主婦、炭坑の主婦、内職にはげむ主婦など、無名の婦人十三名が出席した。

若い婦人としては、川村女子高校生の斎藤孝子さんがオーストラリアの「国際トレーニング・センター」へ、洛北高校の堀口愛子さん、恵泉女学園万井潤子さんがスイスのアデルボーデンで開かれた「世界ガールスカウト大会」へ、島津久子さんがロンドンで開かれた「青年会議」にそれぞれ出席した。

また各種婦人団体の代表としては、日本大学婦人協会の野見山不二、山崎文子、荻原須寿の三氏がマニラの「大学婦人協会国際連盟第一回アジア地域会議」に、婦人法律家協会会長久米愛氏、青年法律家協会の鍛冶千鶴子氏が、インドのカルカッタで開かれた「アジア法律家会議」に、日本YWCA植村環氏ほか三名の代表が、英国のサレーで開かれた「世界YWCA総会」に出席した。

このほか国際会議に出席した婦人には、藤田たき氏が三月、婦人少年局長在任中、国連の「婦人の地位委員会」へ非公式オブザーバーとして出席、その後ユネスコ国内委員会委員としてパリで催された「青少年事業諮問委員会」にも参加した。また新局長谷野せつ氏もジュネーブで開かれたILO第五回繊維労働委員会へ日本政府代表顧問とし派遣された。農林省生活改善課矢口光子氏はマニラの「西太平洋、東南アジア衛生・栄養教育セミナー」に、また、マニラで開かれた「第七回汎太平洋婦人会議」に菅支那子氏ほか四氏、インド、ニューデリーの「アジア諸国会議」へは泉園子ほか四氏がそれぞれ出席したのがその主なものであろう。

なお、研究、視察のため外国へ出向いた婦人も多いが、その主なものをあげれば、参議院議員奥むめお氏ほか十五名の生協、農協の代表が、ソ連及び中共の農業状況視察に赴いたこと、作家小山いと子氏が米国の都市婦人の生活状況視察に出向いたこと、米国務省の招きで波多野勤子、大浜英子、秋山ちえ子の三氏が日米文化交流のため渡米したことがあげられる。

このほかに労働省婦人少年局課長補佐木下雪江氏が婦人問題視察のため米国へ、また東京婦人少年室長高崎節子氏は、年少労働者のブラジルにおける雇用機会の視察を行った。

また原爆被害の実相を英国民に訴えようと、山本杉氏は、広島、長崎の被害者二名とともに渡英したが、変った目的で出向くものとして注目された。

三　外国からの来訪者

日本で開かれた国際会議へ出席のため、また日本における婦人関係諸問題の調査、研究、その他視察の目的をもって来訪する外国婦人は年毎にふえてきたが本年度中の主なものとしては次の人々があげられる。

日本で催された国際会議に出席のため訪れた人々の中で、世界的に有名な来訪者としては、「第五回国際家族計画会議」出席のマーガレット・サンガー夫人、「放射線影響国際学術懇談会」にただ一人の婦人の学者として出席したソヴェトのコズローワ女史、「原水爆禁止世界大会」に出席したソヴェトのN・T・シェトーヴァ女史、中共の女流作家謝冰心女史などがある。

日本の婦人の福祉施設など、社会福祉事業関係の視察に来訪した婦人には、英国の民間社会事業家ハートフォード女史、セイロン上院議員ミセス・ジャヤスリヤ女史、フィリッピン社会福祉長官ハチタ・マドリナール・ワーンズ夫人、インドネシアの婦人記者ヘラワティ・ディア女史であり、このほか、アメリカ労働省の第二代の婦人局長であったフリーダ・S・ミラー女史がILO（国際労働機関）技術援助計画の一環として、アジア地域の婦人労働事情調査のため一か月間滞在した。

また、フィリッピンの戦争未亡人に日本を理解してもらおうと、大学婦人協会ほか二十五婦人団体の招きにより、フィリッピン〝金の星〟未亡人会長ヒラール・ノルマンディ婦人ら戦争未亡人十一名が、日比親善のため来日した。

そのほか、著名な来訪者としては、ヘレン・ケラー女史が三たび来日し日本政府から勲三等瑞宝章を贈られ、また「国連協会世界年次大会」出席の途中立寄った、エリノア・ルーズヴェルト夫人、コロンボで開かれた「国際婦人同盟創立五十周年大会」の帰途立寄り、日本の婦人団体に「婦人地位向上のため世界中の婦人が力をあわせよう」と訴えた国際婦人同盟会長エスター・グラフ女史がある。

（三三ページよりつづく）

びつくり、尤も近県でもあるし、個別的に会うことや出かけられることは別である。それにしても、これでは室長さん達がこうした私設の会議をもって意気をあげようというのも宜なるかなである。通達だけで用は足りるとはいえ、せめて数少い各室の補佐との顔合せや親睦協和の実くらいはあげたいものである。

室の会議といえば、数年来のジリ貧予算がいつも大きな話題になるが、来年度は些か取戻しの感があり、その説明には笹口書記さんも多少気をよくしていた様子。またこれにじっと耳を傾ける室長さん達も些か気おいまけの態ながら嬉しそうな安堵感に似た感慨を洩らしているかにみえた、というのは私の思いなしか。

ともあれ、今年こそは要望通り本筋に戻して、年に一度のブロック会議は本省の肝いりで開催したいものだと念じたことである。

（徳永花江記）

ブロック婦人少年室長会議の報告

中部ブロック

（一月二十五日）

午前六時—会場にあてられた愛知県職員会館（名古屋市）はまだ真暗で、ひっそりとねむっているようにみえる。しかし会館の三階では、今朝ついたばかりの先着組と案内係の若い婦人が、こんなことを小声で話している。「昨夜二人の御婦人がみえていますが、一人は女の課長さんとか——」めずらしそうな、またほこらしげな表情である。あと名古屋は偉大な田舎であるということばをおもいだす。あと一人は富山県らしい。

午前八時—出席者が次々に到着するので、会場はようやく活気づく。婦人少年室から三重・富山・石川・福井・岐阜、そして地元の愛知婦人少年室は全員でサービスに忙しい。北陸三県は一米の積雪の中からみえたとかで、さながら中部地区風土記のくりひろげられた格好である。本省から男性二名—年少労働課長補佐が加わり、ますます賑やかになる。

午前九時—地元婦人少年室の行届いた配慮で、会場は二階のあかるい寒さ知らずの場所、申し分のない雰囲気の中で快調に進行する。婦人少年局の新年度予算、人事、婦人労働保護、売春対策、婦人週間など、本省の指示事項をノートする室長さん方の手元も忙しいが、本省側もまた、地方の実情を控えることに余念がない。昼食の間も仕事の話でいっぱいになる。

午後三時—会議もやっと山を越えて一息する。愛知労働基準局長、元婦人少年局職員で現人事院名古屋地方事務所長の山口さん、同じく家庭裁判所判事補の水石さんなど、いかめしいが、親しい来客がみえる。婦人少年局創設当初からの顔ぶれで、室長さん方とひとしきり懐旧談が賑わう。隅っこで岐阜の室長と婦人課長が、御家族の写真を披露しあうほほえましい風景もあって、会議閉会。

午後四時—会議終了。室長さん方はほとんど夜行で帰られる由、そのほかもめいめい次のコースに忙しく、あわただしい日程に名残をおしみながら散会した。

（伊藤俊子記）

東北ブロック

（一月二十三日）

東北ブロック会議は仙台市針牧旅館で開催された。

仙台は、やはり寒い。東京から夜汽車に揺られて約九時間、仙台も間近になった夜明け方、スチームも消えた車中に身を固くして、車窓一杯に映る雪景色を眺めていたのだが、一たび、駅前に降り立ったとき、[illegible]寒い」と思わず口をついて出た。会場には火鉢が沢山入れられたが、身の暖まる暇もなく、終日ふるえて、いよいよその感を深くした。

会議は、午前十時より始まる。川島宮城労働基準局長が「仙台は暖かくていいところだと東北地区の室長の皆さんにひがまれては…と内心配していたところ、幸いにも（?）昨日、大雪に恵まれ。ホッとして皆さんをお迎えできた」とユーモラスに挨拶されるにつけ、人一倍寒がりやの私は、またよくも結構な時に来合せたものだと苦笑すると同時に、東北地区の婦人少年室職員の労苦が偲ばれた。

出席者は、本省側四名（書記及び各課より一名宛。但し、四名とも男子にて、かかることは前代未聞とか。）と北海道、東北六県及び新潟県の室長。

午前中は、本省よりの指示と説明があって昼食休憩、午後は、婦人少年室における各般の業務運営に関する状況及び意見の聴取がなされた後、質疑応答、要望及び意見交換が行われた。

業務全般に亘って、活発な研究討議が休憩なしで午後五時半まで続けられた。婦人少年問題の行政運営に関する忌憚のない意見の開陳—そこから、室長の仕事に対する熱意と努力、更には、各様の悩みを汲みとることができた。

寒さにふるえた一日ではあったが、私にとって学ぶことの多い会議であった。

その夜、宿の[illegible]くるを寒さに眠[illegible]二十四日、帰京の車中で[illegible]朝日に、前日の会議のことが[illegible]ていた。（飯田[illegible]記）

関東・甲信越・静地区

（一月二十七・八日）

昨年十二月十五日に開所式をしたばかりだという熱海のユースホステル—今だに職人が入って改修工事の仕上げに精を出していたところ、[illegible]、ここが婦人少年局関東甲信越静地区会議の会場である。一月二十七日の夕刻から翌二十八日の[illegible]とで開かれたこのブロック会議は[illegible]当番県と称する静岡婦人少年室の御世話によるものであるといえば[illegible]か、ここ数年来婦人少年局で[illegible]予算の関係上、年に一回東京で全国室長会議が持たれる以外は、たった一度のブロック会議も一通[illegible]二、三のブロック会議しか開いていない。そのため、この地区の室長さん達で[illegible]話合いの上、本省でやって[illegible]一つ自分達の私設のブロック会議を[illegible]から協力して貰うということになり、二し三年前から当番制で始めた[illegible]つきの会議である。

この度の招集に応えて[illegible]局長、[illegible]甘北外三[illegible]が、会議の[illegible]局長が[illegible]「このブロック会議は[illegible]との挨拶で[illegible]

女子の就業者数と完全失業者数　（1955 年 8 月）

産業別		女子	男子	男女計中に占める女子割合	女子雇用者の産業別構成率	女子の前年同月との割合
総数		千人 17,710	千人 24,480	% 42.0	%	千人 +840
就業者	自営業者	2,380	8,250	22.4		+170
	家族従業者	10,380	4,570	69.4		+80
	雇用者	4,700	11,230	29.5	100	+590
	農林業	170	360	32.1	3.6	+ 30
	漁業及び水産養殖業	20*	220	8.3	0.4	+ 10
	鉱業	50*	400	11.1	1.1	± 0
	建設業	170	1,180	12.6	3.6	− 10
	製造業	1,680	3,370	33.3	35.7	+150
	卸売，小売，金融，保険，不動産業	980	1,950	33.4	20.9	+130
	運輸，通信その他の公益事業	260	1,550	14.4	5.5	+ 40
	サービス業	1,170	1,210	49.2	24.9	+240
	公務	180	1,010	15.1	3.8	− 20
完全失業者		290	420	40.8		± 0

〔註〕 1)　* 印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。
2)　統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。　—総理府統計局労働力調査—

一人一か月平均現金給与総額

（1955 年 8 月）

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
総数	円 9,045	円 20,592	% 43.9
鉱業	8,896	20,442	43.5
製造業	7,882	19,460	40.5
卸売及び小売業	9,688	19,839	48.8
金融及び保険業	12,156	24,758	49.1
運輸通信及びその他の公益事業	13,483	22,134	60.9
建設業	7,027	15,094	46.6

—労働省労働統計調査部調—

婦人少年局ニュース

○婦人少年局人事移動

二月十六日付

山口婦人少年室長に昇任（婦人課）　北川信

山口婦人少年室付に配置換（山口婦人少年室長）　山根澄子

一月十五日付

辞職（奈良婦人少年室長）　小林喜代

奈良婦人少年室長事務代理（奈良婦人少年室）　橋本延子

なお山口前室長山根澄子氏は長期療養によるもの（川崎市生田町四五二二稲田登戸病院第五病棟に入院中）であり、小林前奈良室長の辞職は大阪内職公共職業補導所へ転出によるものである。

○第八回婦人週間打合会開催

婦人少年局では、第八回婦人週間の連絡打合会を、二月二十一日に関係官公庁、二月二十二日に各種の団体の参会を得て開催し、婦人週間の主旨の徹底をはかるとともに協力を依頼した。

○婦人週間大会長崎市にて開催決定

今年の婦人週間の中央大会は、労働省NHK及び長崎県各婦人団体の共催、長崎県及び長崎県市教育委員会の後援で、来る四月十九日、長崎市三菱会館において開催されることに決定した。プログラムには、四月十四、十五、十六日の三日間、東京において開催される全国婦人会議の経過報告、全国婦人会議出席者による対論内容の報告、及び分科会報告（大会前日、長崎市において開催予定）があるほか、評論家伊藤昇氏の講演も予定されている。

どらんになりましたか

○年少労働者の扱い方と指導の仕方
—中小企業経営者のために—

○年少労働統計資料（三十一年一月発行）

○婦人関係資料シリーズ調査資料 No 17
「婦人の社会的関心に関する世論調査」

原稿募集

一、内　容

○婦人少年室その他の関係機関の活動

○婦人少年室協助員のレポート

○地方で起った婦人と年少者に関する諸問題（いずれもなるべく具体的に）

一、分　量　四百字詰五枚以内
（但しまとまった研究物はこの限りではありません）

一、必ず原稿用紙を用いること

一、締　切　毎月五日

一、掲載の分には薄謝を呈します

一、送り先　本会編集部

昭和三十一年三月一日印刷
昭和三十一年三月五日発行

婦人と年少者　第四巻第三号
定価　五十円　〒四円

編集人　久米愛子
発行人　平林たい子
東京都新宿区山吹町三〇五
印刷人　石井完一

発行所　婦人少年協会
東京都千代田区神田一ツ橋一ノ一
電話九段（33）九五九七・九五九八
振替口座東京一〇七九一四

婦人界の最も正確なニュース

婦人界展望　一月号主要目次

新しい覚悟で進みましょう……………………藤田たき
世界の婦人
婦人界ニュース
婦人参政権十周年記念大会
婦選先進国婦人指導者よりのメッセージ
ページェント楽屋ばなし

婦人界展望　二月号主要目次

婦人議員大会を終りて……………………藤田たき
世界の婦人
婦人界ニュース
全日本婦人議員大会
全日本婦人議員数

婦人問題研究所パンフレット

第一集　婦選運動の回顧　参議院議員　市川房枝著　（B6 三二頁 写真入 一部三〇円 〒八円）

第二集　売春問題　婦人問題研究所長　藤田たき著　（B6 三二頁 一部三〇円 〒八円）（近刊）

◇研究所の賛助員（年二百円）維持員（年千円）には婦人界展望を毎月無料配布いたします。

東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ八八九
発行所　婦人問題研究所
電話　東京(37)〇七一三番
振替　東京　一七〇七九〇番

★婦人問題研究家必携の資料

婦人関係年表

―― 労働省婦人少年局監修 ――

◎歴史とともに婦人が歩んできたあとを年表によって、一目でわかるように編さんしたものです。

◎日本に関するものは、明治以後、昭和二十九年までの事項を記載し、外国については、近代婦人の解放に重大な影響を与えたフランス革命・産業革命の行われた一七〇〇年代の後期から収録されています。

◎婦人問題研究家や、学校における社会科の資料として、また図書館の閲覧用としておすすめいたします。

A五判　四〇頁
定価　五十円
〒一〇円

各地の婦人少年室でも御取次致します。

発行所　婦人少年協会
東京都千代田区
神田一ツ橋1の1
振替　東京107914